

帯広市地域防災計画（一般災害対策編）新旧対照表（平成30年2月）

添付資料1-①

掲載頁	旧	新	備考																				
第1章 第7節 4頁	2 指定地方行政機関	2 指定地方行政機関	現状に合わせた変更 北海道地域防災計画の記載に合わせた変更																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>東京航空局帯広空港出張所</td> <td>①航空事業者の災害防止に関する指導を行うこと。 ②<u>飛行場及び航空保安施設の管理の監督</u>を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>帯広測候所</td> <td>①気象、地象、水象等の観測<u>並びに</u>その成果の収集<u>及び</u>発表を行うこと。 ②<u>観測成果を解析・総合し、予報（注意報を含む。）、警報、並びに情報等を発表すること。</u> ③<u>災害時の気象等の資料提供のための災害時自然現象報告書を作成すること。</u> ④<u>防災知識の普及及び指導を行うこと。</u></td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名		事務又は業務	(省略)	(省略)	東京航空局帯広空港出張所	①航空事業者の災害防止に関する指導を行うこと。 ② <u>飛行場及び航空保安施設の管理の監督</u> を行うこと。	帯広測候所	①気象、地象、水象等の観測 <u>並びに</u> その成果の収集 <u>及び</u> 発表を行うこと。 ② <u>観測成果を解析・総合し、予報（注意報を含む。）、警報、並びに情報等を発表すること。</u> ③ <u>災害時の気象等の資料提供のための災害時自然現象報告書を作成すること。</u> ④ <u>防災知識の普及及び指導を行うこと。</u>	(省略)	(省略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>東京航空局帯広空港出張所</td> <td>①航空事業者の災害防止に関する指導を行うこと。 ②航空保安施設の管理を行うこと。</td> </tr> <tr> <td><u>釧路地方気象台</u> 帯広測候所</td> <td>①気象、地象、水象の観測<u>及び</u>その成果の収集、<u>発表を行うこと。</u> ②<u>気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行うこと。</u> ③<u>気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること。</u> ④<u>地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと。</u> ⑤<u>防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること。</u></td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事務又は業務	(省略)	(省略)	東京航空局帯広空港出張所	①航空事業者の災害防止に関する指導を行うこと。 ②航空保安施設の管理を行うこと。	<u>釧路地方気象台</u> 帯広測候所	①気象、地象、水象の観測 <u>及び</u> その成果の収集、 <u>発表を行うこと。</u> ② <u>気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行うこと。</u> ③ <u>気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること。</u> ④ <u>地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと。</u> ⑤ <u>防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること。</u>	(省略)	(省略)
	機関名	事務又は業務																					
	(省略)	(省略)																					
東京航空局帯広空港出張所	①航空事業者の災害防止に関する指導を行うこと。 ② <u>飛行場及び航空保安施設の管理の監督</u> を行うこと。																						
帯広測候所	①気象、地象、水象等の観測 <u>並びに</u> その成果の収集 <u>及び</u> 発表を行うこと。 ② <u>観測成果を解析・総合し、予報（注意報を含む。）、警報、並びに情報等を発表すること。</u> ③ <u>災害時の気象等の資料提供のための災害時自然現象報告書を作成すること。</u> ④ <u>防災知識の普及及び指導を行うこと。</u>																						
(省略)	(省略)																						
機関名	事務又は業務																						
(省略)	(省略)																						
東京航空局帯広空港出張所	①航空事業者の災害防止に関する指導を行うこと。 ②航空保安施設の管理を行うこと。																						
<u>釧路地方気象台</u> 帯広測候所	①気象、地象、水象の観測 <u>及び</u> その成果の収集、 <u>発表を行うこと。</u> ② <u>気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行うこと。</u> ③ <u>気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること。</u> ④ <u>地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと。</u> ⑤ <u>防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること。</u>																						
(省略)	(省略)																						
4 北海道	4 北海道																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>十勝総合振興局 (地域<u>政策</u>部) (建設管理部) (保健環境部) (森林室)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事務又は業務	十勝総合振興局 (地域 <u>政策</u> 部) (建設管理部) (保健環境部) (森林室)	(省略)	(省略)	(省略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>十勝総合振興局 (地域<u>創生</u>部) (建設管理部) (保健環境部) (森林室)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事務又は業務	十勝総合振興局 (地域 <u>創生</u> 部) (建設管理部) (保健環境部) (森林室)	(省略)	(省略)	(省略)	組織改正による変更									
機関名	事務又は業務																						
十勝総合振興局 (地域 <u>政策</u> 部) (建設管理部) (保健環境部) (森林室)	(省略)																						
(省略)	(省略)																						
機関名	事務又は業務																						
十勝総合振興局 (地域 <u>創生</u> 部) (建設管理部) (保健環境部) (森林室)	(省略)																						
(省略)	(省略)																						
5頁	6 指定公共機関（公共的機関及び公益的事業を営む法人で国が指定するもの）	6 指定公共機関（公共的機関及び公益的事業を営む法人で国が指定するもの）	組織改正による変更																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>電源開発(株)<u>北海道支社</u> 上士幌電力所</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事務又は業務		(省略)	(省略)	電源開発(株) <u>北海道支社</u> 上士幌電力所	(省略)	(省略)	(省略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>電源開発(株) 上士幌電力所</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事務又は業務	(省略)	(省略)	電源開発(株) 上士幌電力所	(省略)	(省略)	(省略)					
機関名	事務又は業務																						
(省略)	(省略)																						
電源開発(株) <u>北海道支社</u> 上士幌電力所	(省略)																						
(省略)	(省略)																						
機関名	事務又は業務																						
(省略)	(省略)																						
電源開発(株) 上士幌電力所	(省略)																						
(省略)	(省略)																						
6頁	8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	協定締結に伴う変更																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事務又は業務		(省略)	(省略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td><u>(一社) 帯広市社会福祉協議会</u></td> <td>①<u>災害ボランティアセンターの設置及び運営に関すること。</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事務又は業務	(省略)	(省略)	<u>(一社) 帯広市社会福祉協議会</u>	① <u>災害ボランティアセンターの設置及び運営に関すること。</u>											
機関名	事務又は業務																						
(省略)	(省略)																						
機関名	事務又は業務																						
(省略)	(省略)																						
<u>(一社) 帯広市社会福祉協議会</u>	① <u>災害ボランティアセンターの設置及び運営に関すること。</u>																						

<p>第2章 第1節 9頁</p>	<p>3 気象 (1) 概況 本市の気候は、北半球特有の亜寒帯気候区に属し、春と秋は短く夏は割合に高温である。冬は厳しい寒さで雪は少なく晴天の日も多く、いわゆる大陸的気候である。最近の現象では、冬の多雪に見舞われたり、昭和49年には積雪零に等しいこともあった。また、記録によると、帯広の最低気温は、明治35年1月26日に氷点下38.2℃まで下がり、最高気温は大正13年7月12日の37.8℃で、これは本道最高気温である。 大陸的気候の特徴で寒暑の差は国内トップクラスである。年平均気温の差は<u>10.8℃</u>、(年平均最高気温<u>11.9℃</u>、最低気温<u>1.1℃</u>)、明治28年3月22日には35.7℃(最高気温8.5℃、最低気温-27.2℃)の驚異的な差になった。 最も早い降雪記録は、昭和20年10月11日。最も遅い降雪記録は昭和16年5月26日である。</p>	<p>3 気象 (1) 概況 本市の気候は、北半球特有の亜寒帯気候区に属し、春と秋は短く夏は割合に高温である。冬は厳しい寒さで雪は少なく晴天の日も多く、いわゆる大陸的気候である。最近の現象では、冬の多雪に見舞われたり、昭和49年には積雪零に等しいこともあった。また、記録によると、帯広の最低気温は、明治35年1月26日に氷点下38.2℃まで下がり、最高気温は大正13年7月12日の37.8℃で、これは本道最高気温である。 大陸的気候の特徴で寒暑の差は国内トップクラスである。年平均気温の差は<u>10.4℃</u>、(年平均最高気温<u>12.2℃</u>、最低気温<u>1.8℃</u>)、明治28年3月22日には35.7℃(最高気温8.5℃、最低気温-27.2℃)の驚異的な差になった。 最も早い降雪記録は、昭和20年10月11日。最も遅い降雪記録は昭和16年5月26日である。</p>	<p>時点修正</p>																																																			
<p>10頁</p>	<p>(2) 過去の気象記録</p> <table border="1" data-bbox="290 688 1424 846"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年</th> <th colspan="3">気 温 (℃)</th> <th rowspan="2">平均湿度 (%)</th> <th rowspan="2">総降水量 (mm)</th> <th rowspan="2">最深積雪 (cm)</th> <th rowspan="2">日照時間 (時間)</th> <th rowspan="2">平均風速 (m/s)</th> </tr> <tr> <th>平均気温</th> <th>最高気温</th> <th>最低気温</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="9">(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	年	気 温 (℃)			平均湿度 (%)	総降水量 (mm)	最深積雪 (cm)	日照時間 (時間)	平均風速 (m/s)	平均気温	最高気温	最低気温	(省略)									<p>(2) 過去の気象記録</p> <table border="1" data-bbox="1507 688 2641 888"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年</th> <th colspan="3">気 温 (℃)</th> <th rowspan="2">平均湿度 (%)</th> <th rowspan="2">総降水量 (mm)</th> <th rowspan="2">最深積雪 (cm)</th> <th rowspan="2">日照時間 (時間)</th> <th rowspan="2">平均風速 (m/s)</th> </tr> <tr> <th>平均気温</th> <th>最高気温</th> <th>最低気温</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="9">(省略)</td> </tr> <tr> <td><u>29</u></td> <td><u>7.2</u></td> <td><u>37.1</u></td> <td><u>-22.1</u></td> <td><u>69</u></td> <td><u>892.5</u></td> <td><u>63</u></td> <td><u>2.181.9</u></td> <td><u>2.1</u></td> </tr> </tbody> </table>	年	気 温 (℃)			平均湿度 (%)	総降水量 (mm)	最深積雪 (cm)	日照時間 (時間)	平均風速 (m/s)	平均気温	最高気温	最低気温	(省略)									<u>29</u>	<u>7.2</u>	<u>37.1</u>	<u>-22.1</u>	<u>69</u>	<u>892.5</u>	<u>63</u>	<u>2.181.9</u>	<u>2.1</u>	<p>時点修正</p>
年	気 温 (℃)			平均湿度 (%)	総降水量 (mm)						最深積雪 (cm)	日照時間 (時間)	平均風速 (m/s)																																									
	平均気温	最高気温	最低気温																																																			
(省略)																																																						
年	気 温 (℃)			平均湿度 (%)	総降水量 (mm)	最深積雪 (cm)	日照時間 (時間)	平均風速 (m/s)																																														
	平均気温	最高気温	最低気温																																																			
(省略)																																																						
<u>29</u>	<u>7.2</u>	<u>37.1</u>	<u>-22.1</u>	<u>69</u>	<u>892.5</u>	<u>63</u>	<u>2.181.9</u>	<u>2.1</u>																																														
<p>第3章 第1節 17頁</p>	<p>第1節 組織計画 本市における防災行政を円滑に運営するための組織として、帯広市防災会議を恒常的に設置するとともに、災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、帯広市災害対策本部を設置して、応急対策活動等を実施するものとする。 また、その他雪害、航空災害などの特殊災害の発生に対処するため、それぞれ対策本部を設置し応急活動及び救護活動を行うものとする。</p>	<p>第1節 組織計画 本市における防災行政を円滑に運営するための組織として、帯広市防災会議を恒常的に設置するとともに、災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、帯広市災害対策本部を設置して、応急対策活動等を実施するものとする。 <u>市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、適切な対応がとれるよう努めるとともに、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。</u> また、その他雪害、航空災害などの特殊災害の発生に対処するため、それぞれ対策本部を設置し応急活動及び救護活動を行うものとする。</p>	<p>北海道地域防災計画の変更</p>																																																			
<p>第3章 第4節 43頁～ 48頁</p>	<p>暴風、大雨、大雪、洪水等による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象（地震に密接に関連するものを除く。）等の予報（注意報を含む。）、警報並びに情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等は次に定めるところによる。</p> <p>1 気象業務組織 (1) 予報区と担当官署 一般予報区は、わが国全域を対象とする全国予報区（気象庁本庁担当）と全国予報区を11に分割した地方予報区、地方予報区を更に52に分割した府県予報区から成っている。北海道においては全域を対象とする北海道地方予報区（札幌管区気象台担当）と7つの予報区に分かれている。釧路総合振興局、根室振興局及び十勝総合振興局においては釧路地方気象台が担当しており、さらに一次細分区域である十勝地方は、帯広測候所が分担している。</p> <p>(2) 予報区担当官署の業務内容 気象官署は、予報（注意報を含む。）、警報並びに情報等を発表する担当区域を異に</p>	<p>暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水等による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、気象、地象（地震及び火山現象を除く）及び水象（地震に密接に関連するものを除く）等の特別警報・警報・注意報並びに情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等は次に定めるところによる。</p> <p>1 気象業務組織 (1) 予報区と担当官署 予報区は、わが国全域を対象とする全国予報区（気象庁本庁担当）と全国予報区を11に分割した地方予報区、地方予報区を更に56に分割した府県予報区から成っている。北海道においては全域を対象とする北海道地方予報区（札幌管区気象台担当）と7つの府県予報区に分かれている。釧路総合振興局、根室振興局及び十勝総合振興局においては釧路地方気象台が担当しており、さらに一次細分区域である十勝地方の気象等に関する特別警報・警報・注意報発表は、帯広測候所が分担している。</p> <p>(2) 予報区担当官署の業務内容 気象官署は、気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに情報等を発表する担当</p>	<p>北海道地域防災計画の記載に合わせた変更</p>																																																			

しており、またその業務内容も官署によって異なっている。

一般の予報（注意報を含む。）、警報並びに情報等は府県予報区担当気象官署及び分担気象官署が担当する。

気象官署別の予報（注意報を含む。）、警報並びに情報等の種類は、次のとおりである。

担当官署	予報警報等の種類	回数
札幌管区 (地方予報区担当官署)	地方天気予報	毎日3回(05、11、17時)
	(地方天気分布予報)	毎日2回(11、17時)
	地方週間天気予報	
	地方季節予報	毎週1回(金)
	1ヶ月予報	毎月1回
	3ヶ月予報	毎年1回(3月)
	暖候期予報	毎年1回(10月)
	寒候期予報	随時
稚内、旭川、札幌、網走、 釧路、室蘭、函館 (府県予報区担当官署)	府県天気予報	毎日3回(05、11、17時)
	地域時系列予報	毎日3回(05、11、17時)
	府県週間天気予報	毎日2回(11時、17時)
	注意報・警報	随時
	府県気象情報	随時
帯広 (分担気象官署)	注意報・警報	随時
	府県気象情報	随時

2 注意報、警報及び火災気象通報

気象等に関する注意報、警報並びに火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法(昭和27年法律第165号)、水防法(昭和24年法律第193号)、及び消防法(昭和23年法律第186号)の規定に基づき行うもので、注意報及び警報の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は次によるものとする。

(1) 注意報、警報の種類、発表基準及び伝達

ア 一般向けのもの

(ア) 種類及び発表基準

a 気象注意報及び警報

(a) 気象注意報 (別表参照)

風雪注意報	風雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい障害が起こるおそれがあると予想される場合
雷注意報	落雷等による災害が起こるおそれがあると予想される場合
乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合
なだれ注意報	なだれによって災害の起こるおそれがあると予想される場合
着氷(雪)注意報	着氷(雪)によって災害の起こるおそれがあると予想される場合

区域を異にしており、またその業務内容も官署によって異なっている。

気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに情報等は府県予報区担当気象官署及び分担気象官署が担当する。

気象官署別の気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに情報等の種類は、次のとおりである。

担当官署	予報警報等の種類	回数
札幌管区气象台 (地方予報区担当官署)	地方天気予報	毎日3回(05、11、17時)
	(地方天気分布予報)	毎日2回(11、17時)
	地方週間天気予報	
	地方季節予報	原則毎週2回(月・木)
	異常天候早期警戒警報	毎週1回(金)
	1ヶ月予報	毎月1回
	3ヶ月予報	毎年1回(3月)
	暖候期予報	毎年1回(10月)
札幌管气象台、函館・旭川・ 室蘭・釧路・網走・稚内地方 气象台 (府県予報区担当官署)	府県天気予報	毎日3回(05、11、17時)
	地域時系列予報	毎日3回(05、11、17時)
	府県週間天気予報	毎日2回(11時、17時)
	気象等に関する特別警報・警報・ 注意報	随時
	府県気象情報	随時
帯広測候所 (分担気象官署)	気象等に関する特別警報・警報・ 注意報	随時
	府県気象情報	随時

2 気象等に関する特別警報・警報・注意報及び火災気象通報

気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法(昭和27年6月2日法律第165号)、水防法(昭和24年6月4日法律第193号)、及び消防法(昭和23年7月24日法律第186号)の規定に基づき行うもので、特別警報・警報・注意報の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は次によるものとする。

(1) 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達

ア 種類及び発表基準

(ア) 気象等に関する特別警報

警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

霜注意報	早霜、晩霜等によって農作物に著しい被害が起こるおそれがあると予想される場合
低温注意報	低温のため農作物その他に著しい被害が起こるおそれがあると予想される場合
融雪注意報	融雪により災害が起こるおそれがあると予想される場合

(b) 気象警報 (別表参照)

暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
暴風特別警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれが著しく大きいと予想される場合
暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
暴風雪特別警報	暴風風によって重大な災害が起こるおそれが著しく大きいと予想される場合
大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
土砂災害警戒情報	大雨警報 (土砂災害) が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度がさらに高まった場合
大雨特別警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれが著しく大きいと予想される場合
大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
大雪特別警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれが著しく大きいと予想される場合

b 地面現象注意報及び警報

地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべりなどによって災害が起こるおそれがあると予想される場合に気象注意報に含めて発表される。
地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべりなどによって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に気象警報に含めて発表される。

c 浸水注意報及び警報

浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に気象注意報に含めて発表される。
浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に気象警報に含めて発表される。

d はん濫注意情報及びはん濫警戒情報

はん濫注意情報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
はん濫警戒情報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合

(イ) 気象警報の種類 (発表基準は別表参照)

暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報 (土砂災害)、大雨警報 (浸水害)、大雨警報 (土砂災害、浸水害) として、特に警戒すべき事項が明記される。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

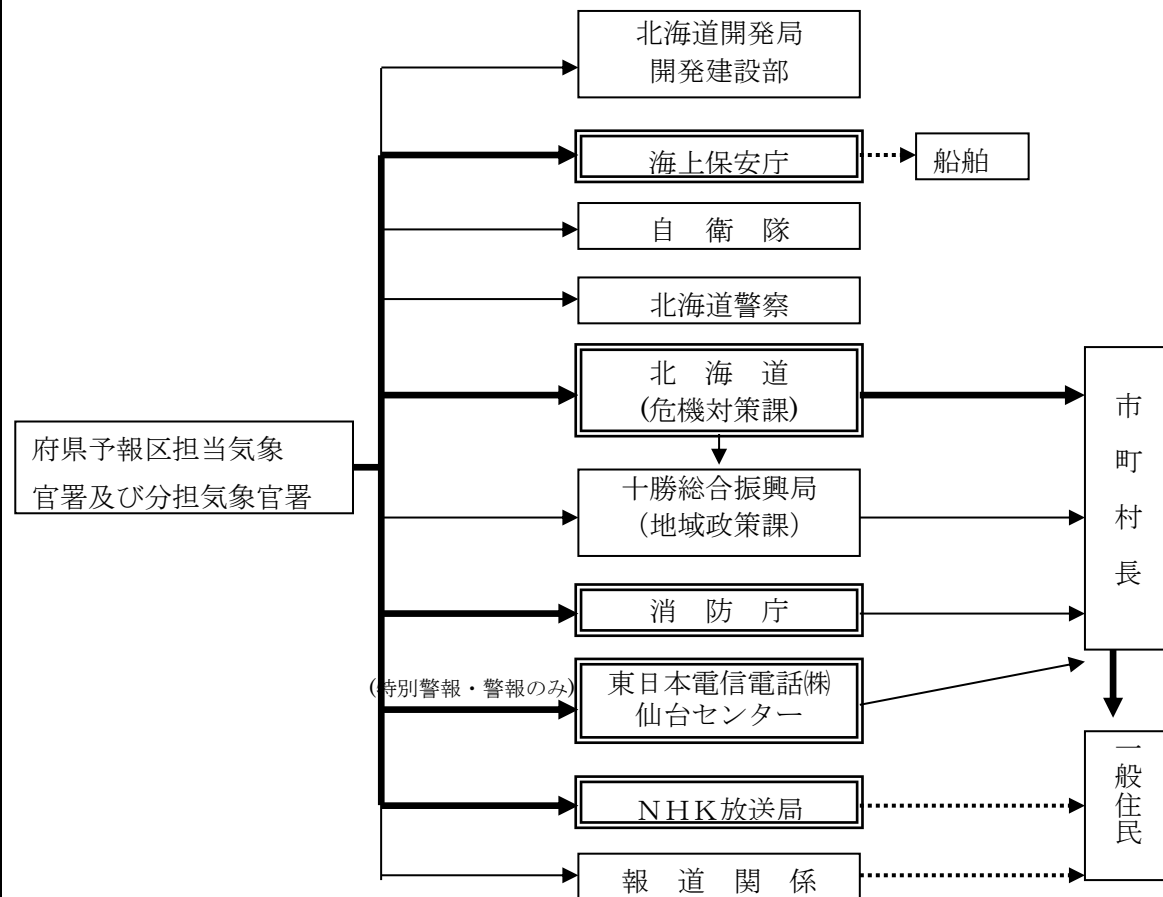
(ウ) 気象注意報の種類 (発表基準は別表参照)

風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあると発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあると発表される。

(エ) 地面現象警報及び注意報

地面現象警報	大雨、大雪などによる山崩れ、地すべりなどによって、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報。気象警報に含めて発表される。
地面現象注意報	大雨、大雪などによる山崩れ、地すべりなどによって、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報。気象注意報に含めて発表される。

(イ) 注意報、警報の伝達は、次の系統図により伝達先に対して行う。
 なお、この伝達は、府県予報区担当官署及び分担気象官署が実施する。



※ 注 (二重線)で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先(太線)は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知の措置が義務付けられている伝達は放送・無線

- (注) ア 府県予報区担当官署及び分担気象官署
 札幌、函館、旭川、室蘭、釧路、網走、稚内(府県予報区担当官署)、帯広(分担気象官署)
 イ 北海道開発局、開発建設部
 (札幌、函館、小樽、旭川、留萌、稚内、網走、室蘭、帯広、釧路)
 ウ 北海道(危機対策課)、総合振興局又は振興局(地域政策課)
 エ 東日本電信電話株式会社(仙台センタ)
 オ NHK放送局
 札幌、函館、旭川、帯広、釧路、北見、室蘭
 カ 海上保安官署
 第一管区海上保安本部
 小樽、留萌、稚内、函館、室蘭、釧路、根室、紋別(保安部)
 江差、瀬棚、苫小牧、浦河、広尾、羅臼、網走(保安署)

(オ) 浸水警報及び注意報

浸水警報	浸水によって、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報。気象警報に含めて発表される。
浸水注意報	浸水によって、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報。気象注意報に含めて発表される。

(カ) 洪水警報及び注意報 (発表基準は別表参照)

洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

(キ) 水防活動用気象警報及び気象注意報

水防活動の利用に適合する警報及び注意報は、種類ごとに気象警報及び気象注意報により代行する。

水防活動用気象警報	大雨警報、大雨特別警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報

(ク) 土砂災害警戒情報

大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害が発生する危険性がさらに高まった時に、市町村長が防災活動・避難勧告等の判断や、住民の自主避難の判断の参考となるよう、十勝総合振興局と釧路地方気象台が共同で作成し、市町村等ごとに発表する。

(ケ) 指定河川洪水予報(水位の基準地点は別表参照)

河川が増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報。

帯広開発建設部と釧路地方気象台が共同で作成し、指定した河川ごとに発表する。

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。

- キ 北海道警察本部（札幌）
函館、旭川、釧路、北見（方面本部）
- ク 陸上自衛隊
気象官署が伝達可能な自衛隊各部隊
- ケ 報道機関
各放送局、各新聞社、通信社

イ 火災に関するもの

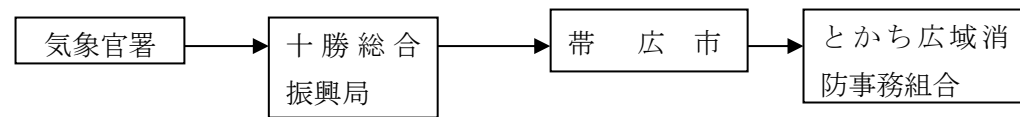
(ア) 火災気象通報

府県予報区担当官署及び分担気象官署が行う火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法（第 22 条）の規定に基づき、気象官署から各振興局長に通報するものとする。

通報を受けた振興局長は、帯広市を經由してとちか広域消防事務組合に通報するものとし、とちか広域消防事務組合長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発令することができるものとする。

a 伝達

火災気象通報の伝達系統は、次のとおりである。



b 通報基準

火災気象通報基準は次のとおりである。

振興局	発表官署	通報基準
十勝	帯広	実効湿度 60%以下で最小湿度 30%以下の場合、若しくは、平均風速で 12m/s 以上が予想される場合とする。なお、平均風速が 12m/s 以上であっても、降水及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。

(イ) 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、伝達は第 7 章第 6 節「林野火災対策計画」により実施する。

(2) 各種情報

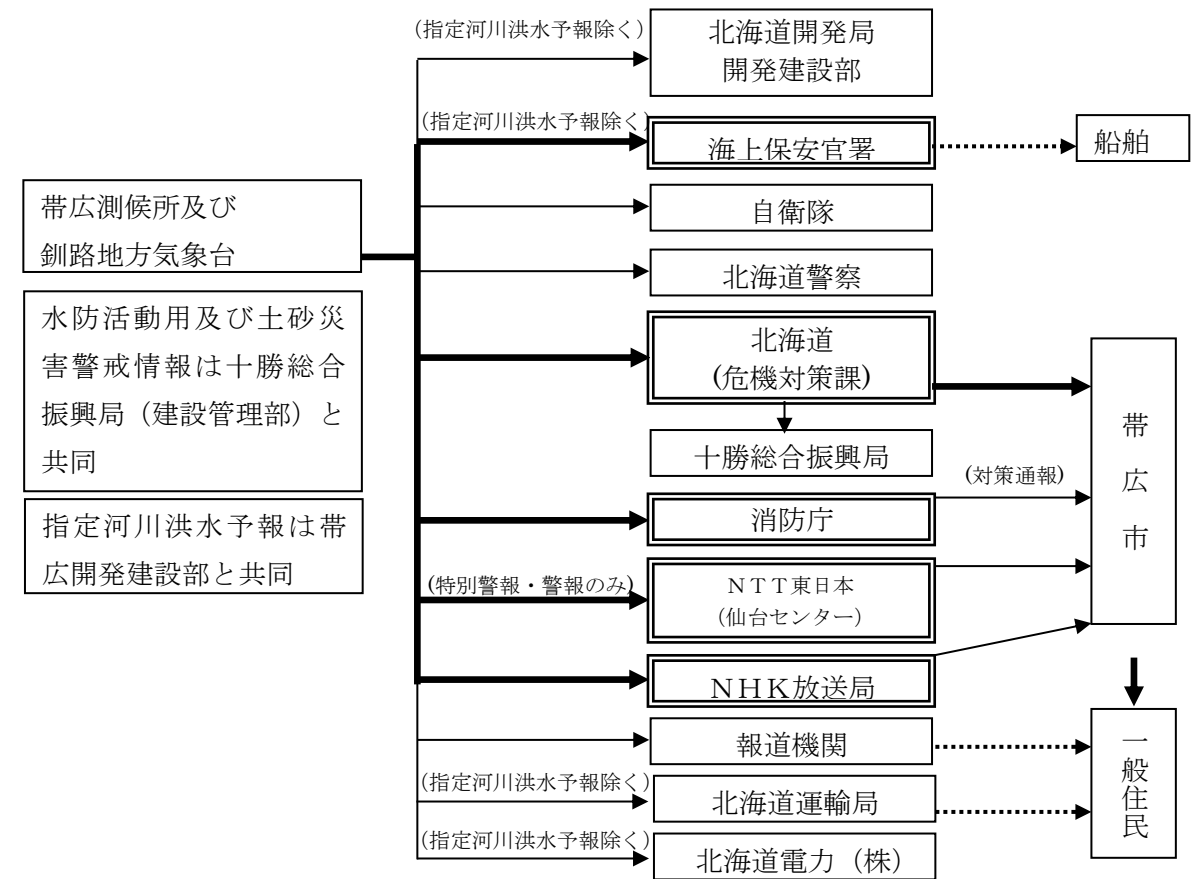
気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象（地震に密接に関連するものを除く。）により災害がおこるおそれがある場合、気象官署は担当予報区に対し注意を喚起するため、注意報や警報の補足説明、注意報発表前の状況説明又は事実を具体的に説明した気象情報を発表する。

3 異常現象を発見した者の措置等

(1) 通報義務（基本法第 54 条第 1 項及び第 2 項）

イ 伝達

次の系統により伝達される。



※ 注 (二重線)で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先 (太線)は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知の措置が義務付けられている伝達
.....→ は放送・無線

・「気象等に関する特別警報」が発表された場合、気象庁から携帯電話事業者を介して携帯電話ユーザーに「緊急速報メール」が配信

(2) 火災気象通報の伝達及び通報基準（林野火災気象通報を兼ねる）

府県予報区担当官署及び分担気象官署が行う火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法（第 22 条）の規定に基づき、気象官署から北海道に通報するものとする。

通報を受けた北海道は、管内市町村に通報するものとし、帯広市を經由してとちか広域消防事務組合に伝達される。とちか広域消防事務組合長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災に関する警報を発令することができるものとする。

なお、林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、伝達は第 7 章第 6 節「林野火災対策計画」により実施する。

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその状況を市長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。何人もこの通報が最も迅速に到達するように努力しなければならない。

(2) 警察官等の通報(基本法第 54 条第 3 項)

異常現象発見者から通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨をすみやかに市長に通報しなければならない。

(3) 市長の通報(基本法第 54 条第 4 項)

異常現象に関する通報を受けた市長は、帯広測候所に通報しなければならない。

別表

注意報発表基準 (基準値はいずれも予想値)

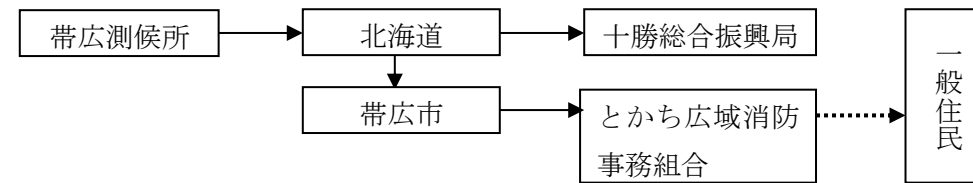
注 意 報 名	基 準	
大雨	雨量基準	1 時間雨量 25mm
	土壌雨量指数基準	78
洪水	雨量基準	—
	流域雨量指数基準	帯広川流域=14、売買川流域=12
	複合基準	—
	指定河川洪水予報による基準	十勝川〔共栄橋・帯広〕、 札内川〔第二大川橋〕
強風	平均風速	12m/s
風雪	平均風速	10m/s 雪による視程障害を伴う
大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 25 c m
雷	落雷等により被害が予想される場合	
融雪	60mm以上：24 時間雨量と融雪量 (相当水量) の合計	
濃霧	視程	200m
乾 燥	最小湿度 30% 実効湿度 60%	
なだれ	①24 時間の降雪の深さ 30 c m以上	
	②積雪の深さ 50 c m以上で日平均気温 5℃以上	
低 温	4・5・10 月：(最低気温) 平年より 5℃以上低い	
	11～3 月：(最低気温) 平年より 8℃以上低い 6～9 月：(平均気温) 平年より 4℃以上低い日が 2 日以上継続	
霜	最低気温 3℃以下	
着氷		
着雪	気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続	

警報発表基準 (基準値はいずれも予想値)

警 報 名		基 準	
大雨	(浸水害)	雨量基準	平坦地：1 時間雨量 40mm 平坦地以外：1 時間雨量 45mm
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	117
洪水		雨量基準	—

ア 伝達

次の系統により伝達される。



※ 注……→ は火災に関する警報を発令した場合

イ 通報基準

通報する基準は次のとおりである。

地域名	発表官署	通 報 基 準
十勝地方	帯広測候所	実効湿度 60%以下で最小湿度 30%以下の場合、若しくは、平均風速で 12m/s 以上が予想される場合とする。なお、平均風速が 12m/s 以上であっても、降水及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。

(3) 気象情報等

ア 地方気象情報、府県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する情報。

イ 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。

ウ 記録的短時間大雨情報

府県予報区内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測 (地上の雨量計による観測) 又は解析 (気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析) したときに、府県気象情報の一種として発表する情報。

エ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に発表する情報。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。この情報の有効期間は、発表から 1 時間である。

3 異常現象を発見した者の措置等

(1) 通報義務 (基本法第 54 条第 1 項及び第 2 項)

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその状況を市長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。何人もこの通報が最も迅速に到達するように努力しなければならない。

	流域雨量指数基準	帯広川流域=17、売買川流域=15
	複合基準	—
	指定河川洪水予報による基準	十勝川〔共栄橋・帯広〕、 札内川〔第二大川橋〕
暴風	平均風速	20m/s
暴風雪	平均風速	18m/s 雪による視程障害を伴う
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 40cm

特別警報発表基準

特別警報名	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

記録的短時間大雨情報	1時間雨量	90mm
------------	-------	------

(2) 警察官等の通報(基本法第54条第3項)

異常現象発見者から通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨をすみやかに市長に通報しなければならない。

(3) 市長の通報(基本法第54条第4項)

異常現象に関する通報を受けた市長は、帯広測候所に通報しなければならない。

別表

警報発表基準 (基準値はいずれも予想値)

警 報 名		基 準	
大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	13
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	117
洪水		流域雨量指数基準	帯広川流域=18.8、売買川流域=13.3、 機関庫の川流域=6、ヌップク川流域=5、 戸蔦別川流域=33.5、ウツベツ川流域=9.4
		複合基準	—
		指定河川洪水予報による基準	十勝川〔共栄橋・帯広〕、 札内川〔第二大川橋〕
暴風		平均風速	20m/s
暴風雪		平均風速	18m/s 雪による視程障害を伴う
大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ 40cm

注意報発表基準 (基準値はいずれも予想値)

注 意 報 名		基 準	
大雨		表面雨量指数基準	8
		土壌雨量指数基準	78
洪水		流域雨量指数基準	帯広川流域=15、売買川流域=10.6、機関庫の川流域=4.8、ヌップク川流域=4、戸蔦別川流域=26.8、ウツベツ川流域=7.5
		複合基準	—
		指定河川洪水予報による基準	十勝川〔共栄橋・帯広〕、 札内川〔第二大川橋〕
強風		平均風速	12m/s
風雪		平均風速	10m/s 雪による視程障害を伴う
大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ 25cm
雷		落雷等により被害が予想される場合	
融雪		60mm以上：24時間雨量と融雪量(相当水量)の合計	
濃霧	視程	200m	
乾燥		最小湿度 30% 実効湿度 60%	
なだれ		①24時間の降雪の深さ 30cm以上 ②積雪の深さ 50cm以上で日平均気温 5℃以上	
低温		4・5・10月：(最低気温) 平年より 5℃以上低い	

		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>11～3月</td> <td>:(最低気温) 平年より 8℃以上低い</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6～9月</td> <td>:(平均気温)平年より 4℃以上低い日が 2 日以上継続</td> </tr> <tr> <td>霜</td> <td colspan="2">最低気温 3℃以下</td> </tr> <tr> <td>着雪</td> <td colspan="2">気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続</td> </tr> <tr> <td>記録的短時間大雨情報</td> <td>1 時間雨量</td> <td>90mm</td> </tr> </table>		11～3月	:(最低気温) 平年より 8℃以上低い		6～9月	:(平均気温)平年より 4℃以上低い日が 2 日以上継続	霜	最低気温 3℃以下		着雪	気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続		記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	90mm	
	11～3月	:(最低気温) 平年より 8℃以上低い																
	6～9月	:(平均気温)平年より 4℃以上低い日が 2 日以上継続																
霜	最低気温 3℃以下																	
着雪	気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続																	
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	90mm																
第 4 章 第 2 節 55 頁	4 組織の活動 (2) 非常時及び災害時の活動 ア～エ (省略) <u>オ</u> 給食・救援物資の配布及びその協力 (省略)	4 組織の活動 (2) 非常時及び災害時の活動 ア～エ (省略) <u>オ 避難所の運営</u> <u>避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。</u> <u>こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版 (Do はぐ) 等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。</u> <u>カ</u> 給食・救援物資の配布及びその協力 (省略)	北海道地域防災計画の変更															
第 4 章 第 4 節 59 頁	1 安全対策 (1) 市の対策 ア 災害時要援護者対象者台帳(以下「要援護者台帳」という。)の作成。 要援護者台帳作成にあたっては、次の項目について定めるものとする。 (ア) 要援護者台帳に記載する者の範囲 (省略) <u>⑥</u> その他、避難支援が必要と認められる方	1 安全対策 (1) 市の対策 ア 災害時要援護者対象者台帳(以下「要援護者台帳」という。)の作成。 要援護者台帳作成にあたっては、次の項目について定めるものとする。 (ア) 要援護者台帳に記載する者の範囲 (省略) <u>⑥ 指定難病等の特定医療費受給者証の交付を受けている方</u> <u>⑦</u> その他、避難支援が必要と認められる方	おびひろ避難支援プランの変更															
60 頁～ 61 頁	(2) 社会福祉施設等の対策 (追加)	(2) 社会福祉施設等の対策 <u>オ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にあり、帯広市地域防災計画に名称等の定めがある災害時要援護者利用施設の管理者は、水防法及び土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）の規定に基づき、避難確保計画を作成するとともに、避難訓練を実施するものとする。(資料編 資料 4-2)</u>	水防法及び土砂災害防止法の変更															

<p>第4章 第5節 64頁</p>	<p>(1) 企業・団体との優先供給協定等の締結状況</p> <table border="1" data-bbox="281 189 1409 283"> <thead> <tr> <th>協定の名称</th> <th>協定締結企業・団体名称</th> <th>協定締結年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	協定の名称	協定締結企業・団体名称	協定締結年月日	(省略)			<p>(1) 企業・団体との優先供給協定等の締結状況</p> <table border="1" data-bbox="1498 189 2626 556"> <thead> <tr> <th>協定の名称</th> <th>協定締結企業・団体名称</th> <th>協定締結年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(省略)</td> </tr> <tr> <td><u>災害時における段ボールベッド等の供給に関する協定</u></td> <td><u>北海道森紙業株式会社帯広工場</u></td> <td><u>平成29年8月22日</u></td> </tr> <tr> <td><u>災害時における応急生活物資の供給及び駐車場の利用等に関する協力協定</u></td> <td><u>マックスバリュ北海道株式会社</u></td> <td><u>平成29年10月13日</u></td> </tr> <tr> <td><u>災害時の一般用医薬品等の物資供給に関する協定</u></td> <td><u>株式会社サンドラッグプラス</u></td> <td><u>平成30年1月5日</u></td> </tr> </tbody> </table>	協定の名称	協定締結企業・団体名称	協定締結年月日	(省略)			<u>災害時における段ボールベッド等の供給に関する協定</u>	<u>北海道森紙業株式会社帯広工場</u>	<u>平成29年8月22日</u>	<u>災害時における応急生活物資の供給及び駐車場の利用等に関する協力協定</u>	<u>マックスバリュ北海道株式会社</u>	<u>平成29年10月13日</u>	<u>災害時の一般用医薬品等の物資供給に関する協定</u>	<u>株式会社サンドラッグプラス</u>	<u>平成30年1月5日</u>	<p>協定締結に伴う変更</p>
協定の名称	協定締結企業・団体名称	協定締結年月日																						
(省略)																								
協定の名称	協定締結企業・団体名称	協定締結年月日																						
(省略)																								
<u>災害時における段ボールベッド等の供給に関する協定</u>	<u>北海道森紙業株式会社帯広工場</u>	<u>平成29年8月22日</u>																						
<u>災害時における応急生活物資の供給及び駐車場の利用等に関する協力協定</u>	<u>マックスバリュ北海道株式会社</u>	<u>平成29年10月13日</u>																						
<u>災害時の一般用医薬品等の物資供給に関する協定</u>	<u>株式会社サンドラッグプラス</u>	<u>平成30年1月5日</u>																						
<p>第4章 第6節 67頁</p>	<p>2 避難場所・避難所等の確保 (追加)</p>	<p>2 避難場所・避難所等の確保 <u>(8) その他</u> <u>市は、車での避難などに対応するため、市有施設の駐車場のほか、災害協定を締結すること等により、民間施設の駐車場を利用する体制の整備に取り組むものとする。</u></p>	<p>協定締結に伴う変更</p>																					
	<p>4 避難計画の策定等 (1) 避難勧告等の具体的な発令基準の策定 市は、避難指示（緊急）、避難勧告、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、災害時要援護者・支援者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始等について、河川管理者、気象庁等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な判断基準、伝達内容・方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。</p> <p>(2) 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民への周知 市長は、住民の円滑な避難を確保するため、水防法に基づく浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び指定避難所等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(3) (省略)</p>	<p>4 避難計画の策定等 (1) 避難勧告等の具体的な発令基準の策定 市は、避難指示（緊急）、避難勧告、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、災害時要援護者・支援者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始等について、河川管理者、気象庁等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な判断基準、伝達内容・方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。</p> <p><u>そして、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。</u></p> <p>(2) 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民への周知 市長は、住民の円滑な避難を確保するため、水防法に基づく浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、<u>避難勧告等の意味と内容の説明</u>、指定緊急避難場所及び指定避難所等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(3) (省略)</p>	<p>北海道地域防災計画の変更</p>																					
<p>第4章 第7節 69頁</p>	<p>1 基本的な考え方 市及び防災関係機関は、災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努める<u>ものとする</u>。 また、大規模災害が発生した際に、被災市町村への応援体制を迅速かつ的確に実施できるように、応援体制を構築するとともに、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、必要な準備を整えるものとする。</p>	<p>1 基本的な考え方 市及び防災関係機関は、災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、<u>企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用</u>に努めるものとする。 また、大規模災害が発生した際に、被災市町村への応援体制を迅速かつ的確に実施で</p>	<p>北海道地域防災計画の変更</p>																					

		<p>きるよう、応援体制を構築するとともに、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、必要な準備を整えるものとする。</p>	
<p>第4章 第10節 76頁</p>	<p>5 警報発令伝達 気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、とち広域消防局警防規程第56条の規定に基づいて、<u>火災警報等の処置を行うものとする。</u></p>	<p>5 警報発令伝達 気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、<u>とち広域消防局火災予防規程第24条の規定に基づき火災警報を発令するとともに、とち広域消防局警防規程第56条の規定に基づきサイレン吹鳴等により伝達を行うものとする。</u></p>	<p>現状に合わせた変更</p>

(2) 消防職員・団員及び消防車両

人員・車両 本部・署・団別	職員 団員 数	水槽付 消防ポン プ自動車	消防ポン プ自動車	特殊車					高規格 救急車	指 揮 車	その 他 車 両	合 計
				小型 動力ポン プ付水 槽車	は しご 車	屈 折はし ご車	化 学 車	救 助工 作車				
とちがひ広域消防局	68										4	4
帯広消防署	192	6	1	1	1	1	2	1	6	1	5	25
本署	86	1	1		1	1	1	1	2	1	4	13
緑ヶ丘出張所	12	1										1
西出張所	12	1										1
南出張所	26	1		1				1				3
大正出張所	14	1						1				2
東出張所	20	1						1				2
森の里出張所	20						1	1				2
川西分遣所	2										1	1
帯広市消防団	352	7	5									12
本部	7											
桜華分団	20											
帯広第1分団	27		1									1
帯広第2分団	26		1									1
帯広第3分団	24		1									1
帯広第4分団	32		1									1
帯広第5分団	28		1									1
川西第1分団	26	1										1
川西第2分団	27	1										1
川西第3分団	27	1										1
川西第4分団	25	1										1
川西第5分団	21	1										1
大正第1分団	38	1										1
大正第2分団	24	1										1

※ 平成28年4月1日現在。

※ とちがひ広域消防局は、十勝管内19市町村で構成する消防本部。

(2) 消防職員・団員及び消防車両

人員・車両 本部・署・団別	職員 団員 数	水槽付 消防ポン プ自動車	消防ポン プ自動車	特殊車					高規格 救急車	指 揮 車	その 他 車 両	合 計
				小型 動力ポン プ付水 槽車	は しご 車	屈 折はし ご車	化 学 車	救 助工 作車				
とちがひ広域消防局	68										4	4
帯広消防署	192	6	1	1	1	1	2	1	6	1	5	25
本署	86	1	1		1	1	1	1	2	1	4	13
緑ヶ丘出張所	12	1										1
西出張所	12	1										1
南出張所	26	1		1				1				3
大正出張所	14	1						1				2
東出張所	20	1						1				2
森の里出張所	20						1	1				2
川西分遣所	2										1	1
帯広市消防団	343	7	5									12
本部	7											
桜華分団	21											
帯広第1分団	29		1									1
帯広第2分団	26		1									1
帯広第3分団	25		1									1
帯広第4分団	32		1									1
帯広第5分団	24		1									1
川西第1分団	25	1										1
川西第2分団	24	1										1
川西第3分団	24	1										1
川西第4分団	25	1										1
川西第5分団	20	1										1
大正第1分団	38	1										1
大正第2分団	23	1										1

※ 平成29年4月1日現在。

※ とちがひ広域消防局は、十勝管内19市町村で構成する消防本部。

現状に合わせた変更

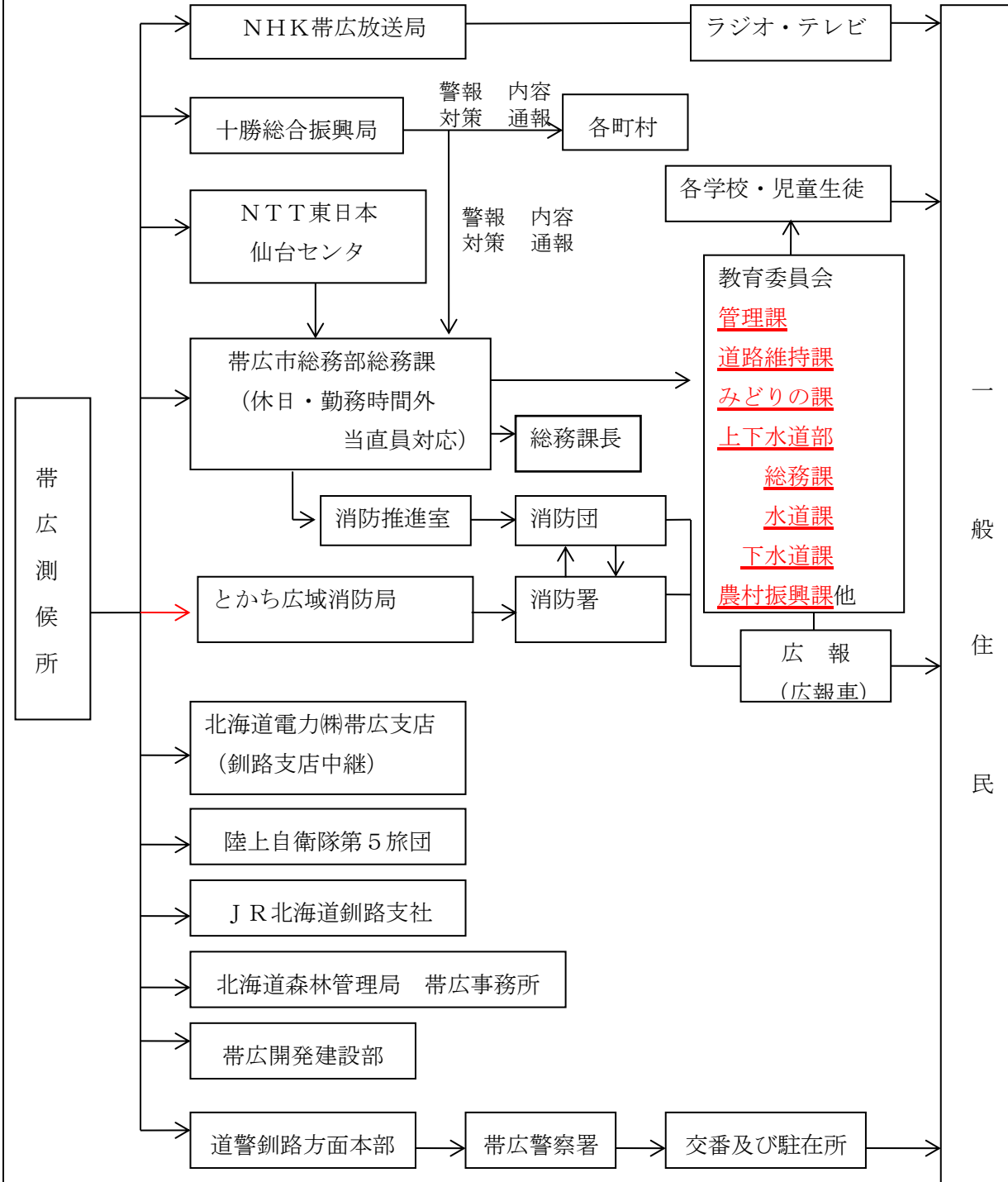
81 頁	<p>(3) 水利</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>基 数</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">消 火 栓</td> <td>公 設</td> <td><u>1,743</u></td> <td rowspan="2"><u>1,830</u></td> </tr> <tr> <td>私 設</td> <td><u>87</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">防 火 水 槽</td> <td>公 設</td> <td>47</td> <td rowspan="2">130</td> </tr> <tr> <td>私 設</td> <td>83</td> </tr> <tr> <td>井 戸</td> <td>公 設</td> <td colspan="2">43</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成<u>28</u>年4月1日現在</p>	区 分		基 数	合 計	消 火 栓	公 設	<u>1,743</u>	<u>1,830</u>	私 設	<u>87</u>	防 火 水 槽	公 設	47	130	私 設	83	井 戸	公 設	43		<p>(3) 水利</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>基 数</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">消 火 栓</td> <td>公 設</td> <td><u>1,741</u></td> <td rowspan="2"><u>1,829</u></td> </tr> <tr> <td>私 設</td> <td><u>88</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">防 火 水 槽</td> <td>公 設</td> <td>47</td> <td rowspan="2">130</td> </tr> <tr> <td>私 設</td> <td>83</td> </tr> <tr> <td>井 戸</td> <td>公 設</td> <td colspan="2">43</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成<u>29</u>年4月1日現在</p>	区 分		基 数	合 計	消 火 栓	公 設	<u>1,741</u>	<u>1,829</u>	私 設	<u>88</u>	防 火 水 槽	公 設	47	130	私 設	83	井 戸	公 設	43		現状に合わせた変更
区 分		基 数	合 計																																								
消 火 栓	公 設	<u>1,743</u>	<u>1,830</u>																																								
	私 設	<u>87</u>																																									
防 火 水 槽	公 設	47	130																																								
	私 設	83																																									
井 戸	公 設	43																																									
区 分		基 数	合 計																																								
消 火 栓	公 設	<u>1,741</u>	<u>1,829</u>																																								
	私 設	<u>88</u>																																									
防 火 水 槽	公 設	47	130																																								
	私 設	83																																									
井 戸	公 設	43																																									
第4章 第11節 83 頁	<p>1 現況 本市の河川数は、1級河川が26本、準用河川が5本、普通河川が<u>88</u>本となっている。 このうち、水防上特に注意を要する重要水防箇所は、<u>111</u>箇所となっている。</p> <p>2 予防対策 国、道、及び市は、次のとおり予防対策を実施するものとする。 洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等の治水事業を推進するものとする。また、<u>水防上警戒を要する区域などについて、河川監視を随時実施するなど、河川の管理に万全を期するものとする。</u> さらに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街及び主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものの名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配付その他の必要な措置を講じるものとする。</p>	<p>1 現況 本市の河川数は、1級河川が26本、準用河川が5本、普通河川が<u>90</u>本となっている。 このうち、水防上特に注意を要する重要水防箇所は、<u>153</u>箇所（平成30年2月時点）（<u>帯広市水防計画「資料編」に掲載</u>）となっている。</p> <p>2 予防対策 国、道、及び市は、次のとおり予防対策を実施するものとする。 洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等の治水事業を推進するものとする。また、<u>市内を流れる重要水防箇所を有する河川及び水位周知河川については、堤防の決壊、漏水、越水等が発生する可能性や、洪水により相当な損害が生ずるおそれがあることを踏まえ、「災害が発生するおそれがあり特に警戒を要する河川」として河川監視を随時実施するほか、河川管理者と連携して災害予防策を講じ、河川の管理に万全を期するものとする。</u> さらに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街及び主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものの名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配付その他の必要な措置を講じるものとする。</p> <p><u>市内を流れる重要水防箇所を有する河川及び水位周知河川</u></p> <table border="1"> <tr> <td><u>重要水防箇所を有する河川</u></td> <td><u>十勝川、札内川、帯広川、然別川、戸蔦別川、売買川、新帯広川、ウツベツ川、伏古別川、柏林台川、第二柏林台川</u></td> </tr> <tr> <td><u>水位周知河川</u></td> <td><u>帯広川、ウツベツ川、売買川、新帯広川、柏林台川、途別川</u></td> </tr> </table>	<u>重要水防箇所を有する河川</u>	<u>十勝川、札内川、帯広川、然別川、戸蔦別川、売買川、新帯広川、ウツベツ川、伏古別川、柏林台川、第二柏林台川</u>	<u>水位周知河川</u>	<u>帯広川、ウツベツ川、売買川、新帯広川、柏林台川、途別川</u>	現状に合わせた変更 災害が発生するおそれのある河川について具体的に記載し、特に管理に万全を期す旨記載。																																				
<u>重要水防箇所を有する河川</u>	<u>十勝川、札内川、帯広川、然別川、戸蔦別川、売買川、新帯広川、ウツベツ川、伏古別川、柏林台川、第二柏林台川</u>																																										
<u>水位周知河川</u>	<u>帯広川、ウツベツ川、売買川、新帯広川、柏林台川、途別川</u>																																										

<p>第4章 第13節 87頁</p>	<p>1 実施責任者 (4) 道路除雪に係る各機関の除雪作業の基準は、次のとおりである。 ウ 市所管</p> <table border="1" data-bbox="320 275 1418 779"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>標準交通量</th> <th>除雪目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種</td> <td>1・2級市道</td> <td>昼夜の別なく除雪を実施し、1級は原則片側2車線を確保する。</td> </tr> <tr> <td>第2種</td> <td>1・2級市道以外の補助幹線道路</td> <td>昼夜の別なく除雪を実施し、原則片側1車線を確保する。</td> </tr> <tr> <td>第3種</td> <td>前記以外の市道、区画整理道、開発行為道、農道、認定外道路の必要路線</td> <td>昼夜の別なく除雪を実施し、原則1車線を確保する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">歩道除雪</td> <td>通学通勤道路等の主な歩道で指定路線を実施する。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	標準交通量	除雪目標	第1種	1・2級市道	昼夜の別なく除雪を実施し、1級は原則片側2車線を確保する。	第2種	1・2級市道以外の補助幹線道路	昼夜の別なく除雪を実施し、原則片側1車線を確保する。	第3種	前記以外の市道、区画整理道、開発行為道、農道、認定外道路の必要路線	昼夜の別なく除雪を実施し、原則1車線を確保する。	歩道除雪		通学通勤道路等の主な歩道で指定路線を実施する。	<p>1 実施責任者 (4) 道路除雪に係る各機関の除雪作業の基準は、次のとおりである。 ウ 市所管</p> <table border="1" data-bbox="1537 275 2635 1052"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>道路形状</th> <th>除雪目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種</td> <td>4車線 幹線道路。片側2車線の道路</td> <td>車道幅員の70%以上確保する。</td> </tr> <tr> <td>第2種</td> <td>2車線+停車帯 準幹線道路。片側1車線のほか、側線により概ね車両1台分の停車スペースがある道路。</td> <td>車道幅員の70%以上確保する。</td> </tr> <tr> <td>第3種</td> <td>2車線 補助幹線道路。片側1車線のほか、側線により路肩が設けられているが、停車スペースがない道路。</td> <td>車道幅員の70%以上確保する。</td> </tr> <tr> <td>第4種</td> <td>生活道路 幹線・準幹線・補助幹線道路以外の道路。</td> <td>4.0m~5.0mもしくは、用地幅員の60%以上確保する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">歩道除雪</td> <td>歩行に支障とならない路面状況を確保し、除雪幅は、除雪機械の幅とする。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	道路形状	除雪目標	第1種	4車線 幹線道路。片側2車線の道路	車道幅員の70%以上確保する。	第2種	2車線+停車帯 準幹線道路。片側1車線のほか、側線により概ね車両1台分の停車スペースがある道路。	車道幅員の70%以上確保する。	第3種	2車線 補助幹線道路。片側1車線のほか、側線により路肩が設けられているが、停車スペースがない道路。	車道幅員の70%以上確保する。	第4種	生活道路 幹線・準幹線・補助幹線道路以外の道路。	4.0m~5.0mもしくは、用地幅員の60%以上確保する。	歩道除雪		歩行に支障とならない路面状況を確保し、除雪幅は、除雪機械の幅とする。	<p>除雪実施計画に合わせた変更</p>
種類	標準交通量	除雪目標																																		
第1種	1・2級市道	昼夜の別なく除雪を実施し、1級は原則片側2車線を確保する。																																		
第2種	1・2級市道以外の補助幹線道路	昼夜の別なく除雪を実施し、原則片側1車線を確保する。																																		
第3種	前記以外の市道、区画整理道、開発行為道、農道、認定外道路の必要路線	昼夜の別なく除雪を実施し、原則1車線を確保する。																																		
歩道除雪		通学通勤道路等の主な歩道で指定路線を実施する。																																		
種類	道路形状	除雪目標																																		
第1種	4車線 幹線道路。片側2車線の道路	車道幅員の70%以上確保する。																																		
第2種	2車線+停車帯 準幹線道路。片側1車線のほか、側線により概ね車両1台分の停車スペースがある道路。	車道幅員の70%以上確保する。																																		
第3種	2車線 補助幹線道路。片側1車線のほか、側線により路肩が設けられているが、停車スペースがない道路。	車道幅員の70%以上確保する。																																		
第4種	生活道路 幹線・準幹線・補助幹線道路以外の道路。	4.0m~5.0mもしくは、用地幅員の60%以上確保する。																																		
歩道除雪		歩行に支障とならない路面状況を確保し、除雪幅は、除雪機械の幅とする。																																		
<p>第5章 第1節 101頁</p>	<p>4 予報（注意報を含む。）、警報、情報等の収集伝達計画 (1) 気象情報の伝達系統及び方法 <u>気象情報は、次の予警報伝達系統図に基づき電話、無線、ファクシミリその他、最も有効な方法により通報し、又は伝達するものとする。</u> <u>ア</u> 帯広測候所から<u>ファクシミリにより通報</u>された予報（注意報を含む。）、警報及び情報等は、別図1「気象予警報等伝達系統図」により伝達する。 <u>イ</u> 予報（注意報を含む。）、警報及び情報等は、通常の勤務時間中は総務部総務課が受理統括する。 <u>ウ</u> 勤務時間外は当直員が受理する。 <u>エ</u> 予報（注意報を含む。）、警報及び情報等を受理した場合、警報又は災害へ繋がると予想される注意報については、受理者である総務課長は、速やかに関係部課長等に連絡するものとする。 <u>オ</u> 連絡を受けた関係部課においては、内容に応じて適切な措置をとるとともに、必要に応じて関係機関、団体、学校等に対して、予報（注意報を含む。）、警報及び情報等の発表に伴う必要な事項の周知徹底を図るものとする。 <u>カ</u> 当直員が、予報（注意報を含む。）、警報及び情報等を受理した場合、次に掲げる予報（注意報を含む。）、警報及び情報等については速やかに総務課長に報告し、災害へ繋がると予想される場合は、関係部課長に連絡するものとする。 受理した予報（注意報を含む。）、警報及び情報等の通報文は当直明けの際、総務</p>	<p>4 予報（注意報を含む。）、警報、情報等の収集伝達計画 (1) 気象情報の伝達系統及び方法 帯広測候所から発表された予報（注意報を含む。）、警報及び情報等は、別図1「気象予警報等伝達系統図」により<u>通報又は</u>伝達するものとする。 <u>ア</u> 予報（注意報を含む。）、警報及び情報等は、通常の勤務時間中は総務部総務課が受理統括する。 <u>イ</u> 勤務時間外は当直員が受理する。 <u>ウ</u> 予報（注意報を含む。）、警報及び情報等を受理した場合、警報又は災害へ繋がると予想される注意報については、受理者である総務課長は、速やかに関係部課長等に連絡するものとする。 <u>エ</u> 連絡を受けた関係部課においては、内容に応じて適切な措置をとるとともに、必要に応じて関係機関、団体、学校等に対して、予報（注意報を含む。）、警報及び情報等の発表に伴う必要な事項の周知徹底を図るものとする。 <u>オ</u> 当直員が、予報（注意報を含む。）、警報及び情報等を受理した場合、次に掲げる予報（注意報を含む。）、警報及び情報等については速やかに総務課長に報告し、災害へ繋がると予想される場合は、関係部課長に連絡するものとする。 受理した予報（注意報を含む。）、警報及び情報等の通報文は当直明けの際、総務</p>	<p>現状に合わせた変更</p>																																	

課長（総務班長）に引き継ぐものとする。
 (ア) 気象警報～暴風、暴風雪、大雨、洪水、大雪
 (イ) 前号の各予警報に伴う被害情報
 (ウ) その他～特に重要と認められる各種注意報

別図1

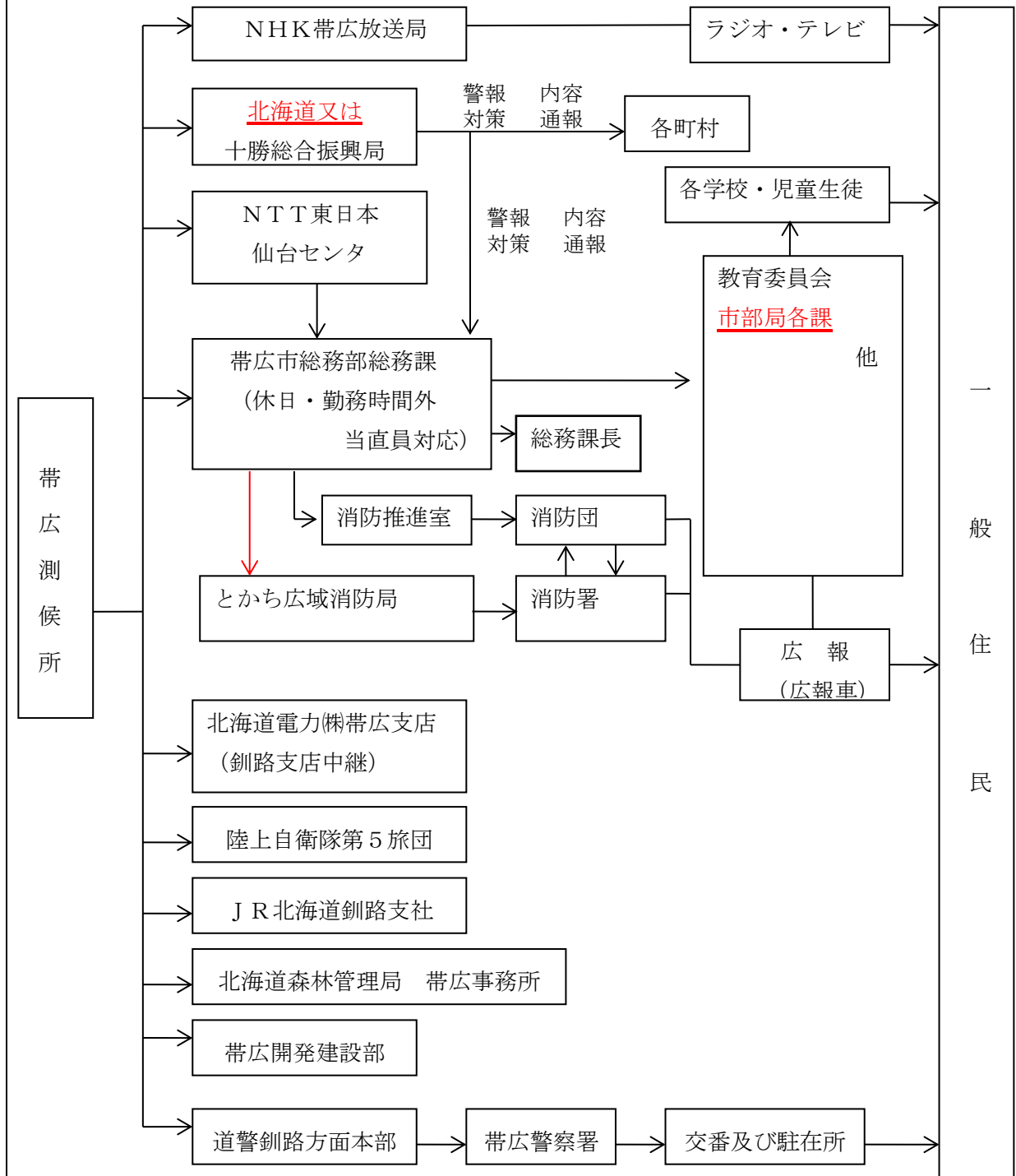
《 気象予報警報等伝達系統図 》



課長（総務班長）に引き継ぐものとする。
 (ア) 気象警報～暴風、暴風雪、大雨、洪水、大雪
 (イ) 前号の各予警報に伴う被害情報
 (ウ) その他～特に重要と認められる各種注意報

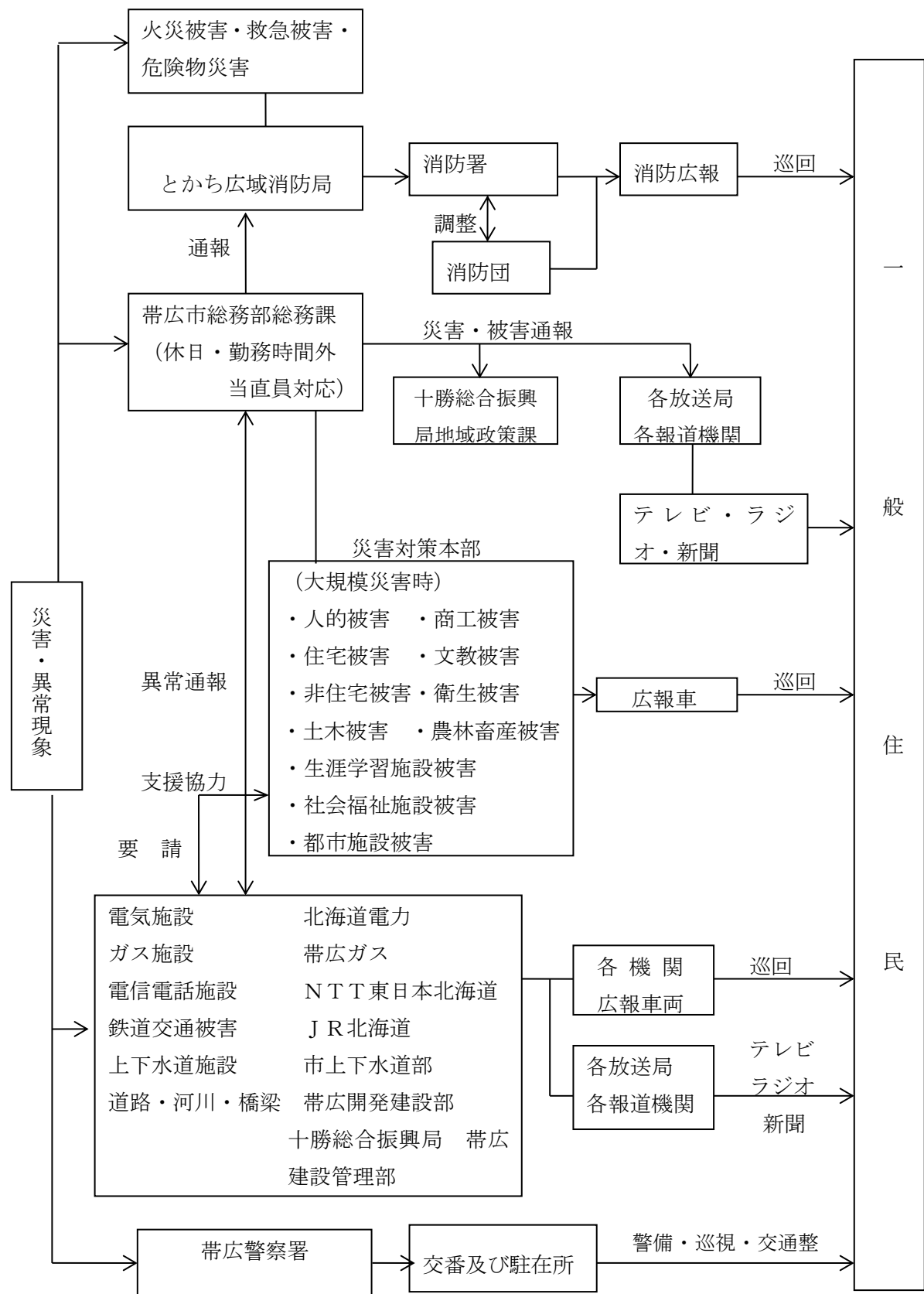
別図1

《 気象予報警報等伝達系統図 》



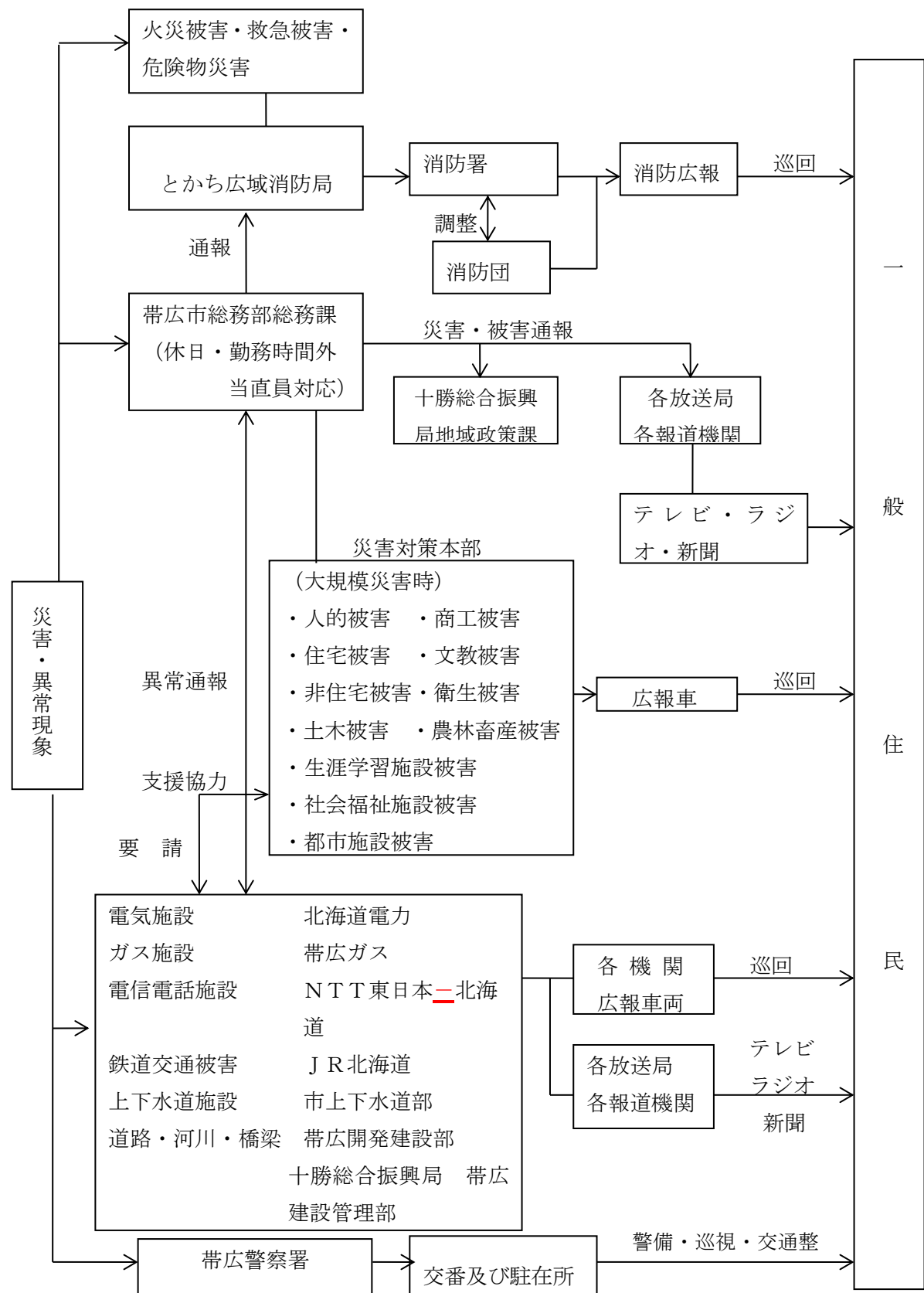
別図2

《 災害情報等連絡系統図 》



別図2

《 災害情報等連絡系統図 》



社名の訂正

<p>第5章 第2節 124頁</p>	<p>別表1 《 本部の通信施設 》</p> <p>1 本庁有線回線設備</p> <p>(1) NTT回線 85回線（総務課管理分） 局線引き込みケーブル線3ルート化（アナログ20回線・デジタル23回線、ひかり42回線）により異常時のバックアップ体制を確保。</p> <p>(2) 交換機設備</p> <p>ア 災害停電時には<u>予備電源起動及び発電機設備接続で電源を確保する。</u></p> <p>イ 交換機本体が障害のため停止又は<u>電源が</u>停止した場合は、停電多機能電話機（17台）が自動的に単独電話機に切り替わり回線を確保する（内線は利用できない）。</p> <p>(3) 災害時通信確保対策</p> <p>ア 災害時優先電話 災害時の一般電話回線の輻輳に伴い、発信規制がなされても、防災機関・公共機関として機能を確保するため、優先的に発信が確保される回線</p> <p>(ア) 本庁舎における災害時優先電話 <u>① 24-2498</u> <u>② 24-2876</u> <u>③ 24-4295</u> <u>④ 24-4298</u> <u>⑤ 24-5020</u> <u>⑥ 24-5210</u> <u>⑦ 21-1109</u> <u>⑧ 23-3081</u> <u>⑨ 23-3358</u> (①～⑦は電話交換機経由、<u>⑧と⑨</u>は直通電話)</p> <p>(イ) 内線電話から災害時優先電話として通話する方法（電話交換機経由） 「86発信」により、災害時優先電話回線（①～⑦）で発信することができる。</p> <p>イ 災害対策本部専用電話（直通2回線） <u>⑧と⑨</u>の直通回線を平常時は5階総務課（内線1220～1223、1230、1240）、災害対策本部設置時は3階大会議室で利用可能とする。</p> <p>ウ 災害による電話回線、電話交換機障害対策（障害が大きい場合） NTTに臨時回線の接続を依頼し、運用する。</p> <p>2 気象情報等収集伝達設備</p> <p>(1) 測候所の配信 NTT-Fネットワーク回線による気象情報の配信（ファクシミリによる同時通信）</p> <p><u>(2) 地域防災気象情報 ～ ウエザーニュースによる配信情報</u></p>	<p>別表1 《 本部の通信施設 》</p> <p>1 本庁優先回線設備</p> <p>(1) NTT回線 <u>24回線・68通話分相当</u>（総務課管理分） <u>① アナログ回線 20回線・20通話分</u> <u>② デジタル回線 3回線・6通話分</u> <u>③ ひかり回線 1回線・42通話分</u></p> <p>(2) 交換機設備</p> <p>ア 災害停電時には<u>非常用電源が起動し、交換機設備に電力を供給することにより、各回線は通常どおり使用することが可能となる。</u></p> <p>イ 交換機本体が障害のため停止又は<u>交換機への電力の供給が</u>停止した場合は、停電多機能電話機（17台：<u>型番「HI-24D-TELPF」及び「停電直通用電話機」のシール貼付</u>）が自動的に単独電話機に切り替わり回線を確保する（内線は利用できない）。</p> <p><u>※ 停電多機能電話機の設置場所は以下のとおり</u> <u>総務部総務課、職員課、契約管財課、納税課、資産税課、国保課、介護保険課、こども課、商業まちづくり課、農村振興課、管理課、みどりの課、住宅課、公営企業管理者、教育長、企画総務課、学校教育課</u></p> <p>(3) 災害時通信確保対策</p> <p>ア 災害時優先電話<u>回線</u> 災害時の一般電話回線の輻輳に伴い、発信規制がなされても、防災機関・公共機関として機能を確保するため、優先的に発信が確保される回線</p> <p>(ア) 本庁舎における災害時優先電話<u>回線は9回線</u> <u>① 24-2876</u> <u>② 24-4295</u> <u>③ 24-4298</u> <u>④ 24-5020</u> <u>⑤ 24-5210</u> <u>⑥ 21-1109</u> <u>⑦ 23-3081</u> <u>⑧ 23-3358</u> <u>⑨ 26-1480</u> (①～⑥は電話交換機経由、<u>⑦～⑨</u>は直通電話)</p> <p>(イ) 内線電話から災害時優先電話として通話する方法（電話交換機経由） 「86発信」により、災害時優先電話回線（①～⑥）で発信することができる。</p> <p>イ 災害対策本部専用電話（直通2回線） <u>⑦と⑧</u>の直通回線を平常時は5階総務課（内線1220～1223、1230、1240）、災害対策本部設置時は3階大会議室で利用可能とする。</p> <p>ウ 災害による電話回線、電話交換機障害対策（障害が大きい場合） NTTに臨時回線の接続を依頼し、運用する。</p> <p>2 気象情報等収集伝達設備</p> <p>(1) 測候所の配信 NTT-Fネットワーク回線による気象情報の配信（ファクシミリによる同時通信）</p>	<p>現状に合わせた変更</p> <p>分かりやすい記述に変更</p> <p>現状に合わせた変更</p>
-----------------------------	---	--	--

<p>第5章 第2節 125頁</p>	<p>8 帯広空港無線局 (1) 基地局 1局 (2) 移動局 <u>33</u>局 (車載型 <u>18</u>局 携帯型 <u>15</u>局)</p>	<p>8 帯広空港無線局 (1) 基地局 1局 (2) 移動局 <u>40</u>局 (車載型 <u>24</u>局 携帯型 <u>16</u>局)</p>	<p>現状に合わせた変更</p>
<p>第5章 第5節 137頁</p>	<p>4 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）の伝達方法 市は、避難準備・高齢者等避難開始の提供、避難のための立退きの勧告・指示、又は屋内での待避等の安全確保措置の指示に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、複数の手段を有機的に組み合わせ、迅速かつ的確に、当該地域の住民等に対して伝達し、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。 特に、災害時要援護者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障害の状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が災害時要援護者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。</p>	<p>4 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）の伝達方法 市は、避難準備・高齢者等避難開始の提供、避難のための立退きの勧告・指示、又は屋内での待避等の安全確保措置の指示に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、<u>生命や身体に危険が及ぶ恐れがあることを認識できるように避難勧告等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、防災行政無線、北海道防災情報システム、Lアラート（災害情報共有システム）、サイレン、広報車両、テレビ、CATV、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、インターネットなど</u>複数の手段を有機的に組み合わせ、迅速かつ的確に、当該地域の住民等に対して伝達し、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。 特に、災害時要援護者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障害の状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が災害時要援護者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。</p>	<p>北海道地域防災計画の変更</p>
<p>138頁</p>	<p>6 避難の方法 (1) 避難誘導 避難者の誘導は、市民環境部及び保健福祉部の職員、消防職員・団員、警察官がこの任に当たるものであるが、この任において民間協力団体の協力を得て、避難指示（緊急）の伝達、避難者の掌握を行うものとし、特に老人、幼児、傷病者及び妊産婦等の災害時要援護者を優先的に誘導するよう配慮するものとする。 また、職員、消防職員・団員、警察官など避難誘導に当たる者の安全確保に努めるものとする。</p>	<p>6 避難の方法 (1) 避難誘導 避難者の誘導は、市民環境部及び保健福祉部の職員、消防職員・団員、警察官がこの任に当たるものであるが、この任において民間協力団体の協力を得て、避難指示（緊急）の伝達、避難者の掌握を行うものとし、特に老人、幼児、傷病者及び妊産婦等の災害時要援護者を優先的に誘導するよう配慮するものとする。 <u>市は、災害の状況に応じて避難勧告等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「緊急的な退避」や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるよう努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。</u> また、職員、消防職員・団員、警察官など避難誘導に当たる者の安全確保に努めるものとする。</p>	<p>北海道地域防災計画の変更</p>

	<p>9 避難所の開設</p> <p>(1) 市は、発災時に必要に応じ、洪水、土砂災害等の危険性を十分配慮し避難所を開設するとともに、住民等に周知徹底を図るものとする。</p> <p><u>また</u>、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。</p> <p>さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を借り上げる等、多様な避難所を確保し、避難支援に努めるとともに、災害時要援護者が災害時に速やかに避難することができる支援体制の確立に努めるものとする。</p>	<p>9 避難所の開設</p> <p>(1) 市は、発災時に必要に応じ、洪水、土砂災害等の危険性を十分配慮し避難所を開設するとともに、住民等に周知徹底を図るものとする。<u>また、災害時要援護者のため、福祉避難所を開設するものとする。</u></p> <p>必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。</p> <p>さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を借り上げる等、多様な避難所を確保し、避難支援に努めるとともに、災害時要援護者が災害時に速やかに避難することができる支援体制の確立に努めるものとする。</p>	北海道地域防災計画の変更
139 頁	<p>10 避難所の運営管理等</p> <p>(1) (2) (省略)</p> <p>(3) 市は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難場所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。</p> <p><u>(4)</u> 市は、避難所ごとに収容されている避難者に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努め、<u>国等への報告を行う</u>ものとする。</p> <p><u>(5)</u> 市は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>また、<u>必要に応じ</u>、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</p> <p><u>(6)</u> (省略)</p> <p><u>(7)</u> (省略)</p> <p><u>(8)</u> 市は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。</p>	<p>10 避難所の運営管理等</p> <p>(1) (2) (省略)</p> <p>(3) 市は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難場所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、<u>町内会及び避難所運営について専門性を有した外部支援者</u>等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。</p> <p><u>また、市は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</u></p> <p><u>(4)</u> 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。</p> <p><u>(5)</u> 市は、避難所ごとに収容されている避難者に係る情報<u>及び避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者等に係る情報</u>を早期に把握するとともに、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努め<u>る</u>ものとする。</p> <p><u>(6)</u> 市は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう<u>実態とニーズ把握</u>に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。<u>その際、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。</u>また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>また、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</p> <p><u>(7)</u> (省略)</p> <p><u>(8)</u> (省略)</p> <p><u>(9)</u> 市は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。</p> <p><u>特に要援護者等へは、北海道と北海道ホテル旅館生活衛生同業組合の間で締結した</u></p>	北海道地域防災計画の変更

	<p>(9) 道及び市は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、<u>民間賃貸住宅</u>及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。</p>	<p><u>「災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定」を活用するなど良好な生活環境に努めるものとする。</u></p> <p>(10) 道及び市は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。</p>	
<p>第5章 第8節 150頁</p>	<p>4 緊急輸送道路ネットワーク計画</p> <p>(1) 計画内容</p> <p>ア 対象地域 道内全域</p> <p>イ 対象道路 既設道路及び概ね<u>平成 27 年度までに供用予定の道路を基本としながら、必要に応じて緊急河川敷道路、臨港道路等を含めている。</u></p> <p>(2) 緊急輸送道路の区分及び道路延長 緊急輸送道路ネットワークは、災害発生後の利用特性により、次のとおり区分しているが、北海道の広域性を反映して、緊急輸送道路総延長は <u>10.710 km</u>に上っている。</p> <p>ア 第1次緊急輸送道路ネットワーク 道庁所在地(札幌市)、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路〈道路延長 <u>6.908 km</u>〉</p> <p>イ 第2次緊急輸送道路ネットワーク 第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等)を連絡する道路〈道路延長 <u>3.560 km</u>〉</p> <p>ウ 第3次緊急輸送道路ネットワーク 第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路〈道路延長 <u>243 km</u>〉</p>	<p>4 北海道緊急輸送道路ネットワーク計画</p> <p>(1) 計画内容</p> <p>ア 対象地域 道内全域</p> <p>イ 対象道路 既設道路及び概ね <u>5 ヶ年以内に供用予定の道路を対象とすることを基本とする。河川管理用道路、臨港道路等、道路法上の道路以外の道路についても必要に応じ計画に含めることとする。</u></p> <p>(2) 緊急輸送道路の区分及び道路延長 緊急輸送道路ネットワークは、災害発生後の利用特性により、次のとおり区分しているが、北海道の広域性を反映して、緊急輸送道路総延長は <u>10.942.2 km</u>に上っている。</p> <p>ア 第1次緊急輸送道路ネットワーク 道庁所在地(札幌市)、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路〈道路延長 <u>7.092.3 km</u>〉</p> <p>イ 第2次緊急輸送道路ネットワーク 第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等)を連絡する道路〈道路延長 <u>3.579.1 km</u>〉</p> <p>ウ 第3次緊急輸送道路ネットワーク 第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路〈道路延長 <u>270.8 km</u>〉</p>	<p>北海道緊急輸送道路ネットワーク計画書に合わせた変更</p>
<p>第5章 第11節 161頁</p>	<p>1 実施責任</p> <p>(1) 帯広市 (<u>下</u>水道区域：上下水道部、簡易水道区域：農政部) 給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。</p> <p>3 応急給水に伴う用語の定義</p> <p>(5) 運搬給水基地 運搬給水のための水を積み込む場所をいう。(稲田浄水場)</p>	<p>1 実施責任</p> <p>(1) 帯広市 (<u>上</u>水道区域：上下水道部、簡易水道区域：農政部) 給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。</p> <p>3 応急給水に伴う用語の定義</p> <p>(5) 運搬給水基地 運搬給水のための水を積み込む場所をいう。(稲田浄水場、<u>南町配水場</u>)</p>	<p>文言訂正</p> <p>現状に合わせた変更</p>

164 頁	<p>6 運搬給水計画</p> <p>(2) 運搬給水用機材の備蓄計画</p> <p>運搬給水用機材は、応急給水が迅速に実施できるよう必要量を備蓄するものとする。</p> <p>現在の備蓄内容は、次のとおりである。(備蓄場所：稲田浄水場)</p> <table border="1" data-bbox="290 367 1424 556"> <thead> <tr> <th>機材名</th> <th>形状・規格</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水タンク</td> <td>2 m³</td> <td>5 基</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>1 m³</td> <td><u>1</u> 基</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	機材名	形状・規格	数量	備考	給水タンク	2 m ³	5 基		〃	1 m ³	<u>1</u> 基		(省略)				<p>6 運搬給水計画</p> <p>(2) 運搬給水用機材の備蓄計画</p> <p>運搬給水用機材は、応急給水が迅速に実施できるよう必要量を備蓄するものとする。</p> <p>現在の備蓄内容は、次のとおりである。(備蓄場所：稲田浄水場)</p> <table border="1" data-bbox="1507 367 2641 556"> <thead> <tr> <th>機材名</th> <th>形状・規格</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水タンク</td> <td>2 m³</td> <td>5 基</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>1 m³</td> <td><u>21</u> 基</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	機材名	形状・規格	数量	備考	給水タンク	2 m ³	5 基		〃	1 m ³	<u>21</u> 基		(省略)				現状に合わせた変更																																			
機材名	形状・規格	数量	備考																																																																			
給水タンク	2 m ³	5 基																																																																				
〃	1 m ³	<u>1</u> 基																																																																				
(省略)																																																																						
機材名	形状・規格	数量	備考																																																																			
給水タンク	2 m ³	5 基																																																																				
〃	1 m ³	<u>21</u> 基																																																																				
(省略)																																																																						
第5章 第16節 177 頁	<p>2 供給停止等の措置</p> <p>ガス供給状況</p> <p><u>《供給ブロック》</u></p> <table border="1" data-bbox="350 777 1246 1060"> <thead> <tr> <th><u>大ブロック</u></th> <th><u>中ブロック</u></th> <th><u>供給世帯</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3"><u>*都市ガス地区</u></td> </tr> <tr> <td><u>根室本線北側地区</u></td> <td><u>6 地区</u></td> <td><u>7, 228</u></td> </tr> <tr> <td><u>根室本線南側ウツベツ川西地区</u></td> <td><u>7 地区</u></td> <td><u>11, 506</u></td> </tr> <tr> <td><u>根室本線南側ウツベツ川東地区</u></td> <td><u>8 地区</u></td> <td><u>9, 847</u></td> </tr> <tr> <td><u>*都市ガス計</u></td> <td><u>21 地区</u></td> <td><u>28, 581</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成<u>25</u>年<u>10</u>月<u>31</u>日現在</p> <table border="1" data-bbox="350 1228 1246 1375"> <thead> <tr> <th colspan="3"><u>*LPガス集中供給地区</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>大空地区</u></td> <td><u>1 地区</u></td> <td><u>1, 842</u></td> </tr> <tr> <td><u>*LPガス集中供給地区計</u></td> <td><u>1 地区</u></td> <td><u>1, 842</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成<u>25</u>年<u>10</u>月<u>31</u>日現在</p> <p>3 復旧対策</p> <p>(2) 停止は設定してある<u>大</u>ブロック<u>地区</u>、<u>中</u>ブロック<u>地区</u>ごとに停止する。</p>	<u>大ブロック</u>	<u>中ブロック</u>	<u>供給世帯</u>	<u>*都市ガス地区</u>			<u>根室本線北側地区</u>	<u>6 地区</u>	<u>7, 228</u>	<u>根室本線南側ウツベツ川西地区</u>	<u>7 地区</u>	<u>11, 506</u>	<u>根室本線南側ウツベツ川東地区</u>	<u>8 地区</u>	<u>9, 847</u>	<u>*都市ガス計</u>	<u>21 地区</u>	<u>28, 581</u>	<u>*LPガス集中供給地区</u>			<u>大空地区</u>	<u>1 地区</u>	<u>1, 842</u>	<u>*LPガス集中供給地区計</u>	<u>1 地区</u>	<u>1, 842</u>	<p>2 供給停止等の措置</p> <p>ガス供給状況</p> <p><u>都市ガス地区</u></p> <table border="1" data-bbox="1543 777 2611 1102"> <thead> <tr> <th></th> <th><u>単位ブロック名</u></th> <th><u>復旧ブロック数</u></th> <th><u>供給戸数</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>根室本線北側地区</u></td> <td><u>Aブロック</u></td> <td><u>5</u></td> <td><u>5, 866</u></td> </tr> <tr> <td><u>ウツベツ川東・鉄南地区</u></td> <td><u>Bブロック</u></td> <td><u>5</u></td> <td><u>5, 146</u></td> </tr> <tr> <td><u>稲田・清流・南の森地区</u></td> <td><u>Cブロック</u></td> <td><u>3</u></td> <td><u>3, 472</u></td> </tr> <tr> <td><u>ウツベツ川西・啓西地区</u></td> <td><u>Dブロック</u></td> <td><u>4</u></td> <td><u>4, 770</u></td> </tr> <tr> <td><u>自由が丘・西帯広地区</u></td> <td><u>Eブロック</u></td> <td><u>4</u></td> <td><u>5, 940</u></td> </tr> <tr> <td><u>都市ガス地区合計</u></td> <td><u>5ブロック</u></td> <td><u>21</u></td> <td><u>25, 194</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成<u>29</u>年<u>11</u>月<u>30</u>日現在</p> <p><u>LPガス集中供給地区</u></p> <table border="1" data-bbox="1558 1228 2611 1375"> <thead> <tr> <th></th> <th><u>単位ブロック名</u></th> <th><u>復旧ブロック数</u></th> <th><u>供給戸数</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>大空地区</u></td> <td><u>0ブロック</u></td> <td><u>1</u></td> <td><u>1, 465</u></td> </tr> <tr> <td><u>大空地区合計</u></td> <td><u>1ブロック</u></td> <td><u>1</u></td> <td><u>1, 465</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成<u>29</u>年<u>11</u>月<u>30</u>日現在</p> <p>3 復旧対策</p> <p>(2) 停止は設定してある<u>単位</u>ブロック、<u>復旧</u>ブロックごとに停止する。</p>		<u>単位ブロック名</u>	<u>復旧ブロック数</u>	<u>供給戸数</u>	<u>根室本線北側地区</u>	<u>Aブロック</u>	<u>5</u>	<u>5, 866</u>	<u>ウツベツ川東・鉄南地区</u>	<u>Bブロック</u>	<u>5</u>	<u>5, 146</u>	<u>稲田・清流・南の森地区</u>	<u>Cブロック</u>	<u>3</u>	<u>3, 472</u>	<u>ウツベツ川西・啓西地区</u>	<u>Dブロック</u>	<u>4</u>	<u>4, 770</u>	<u>自由が丘・西帯広地区</u>	<u>Eブロック</u>	<u>4</u>	<u>5, 940</u>	<u>都市ガス地区合計</u>	<u>5ブロック</u>	<u>21</u>	<u>25, 194</u>		<u>単位ブロック名</u>	<u>復旧ブロック数</u>	<u>供給戸数</u>	<u>大空地区</u>	<u>0ブロック</u>	<u>1</u>	<u>1, 465</u>	<u>大空地区合計</u>	<u>1ブロック</u>	<u>1</u>	<u>1, 465</u>	現状に合わせた変更
<u>大ブロック</u>	<u>中ブロック</u>	<u>供給世帯</u>																																																																				
<u>*都市ガス地区</u>																																																																						
<u>根室本線北側地区</u>	<u>6 地区</u>	<u>7, 228</u>																																																																				
<u>根室本線南側ウツベツ川西地区</u>	<u>7 地区</u>	<u>11, 506</u>																																																																				
<u>根室本線南側ウツベツ川東地区</u>	<u>8 地区</u>	<u>9, 847</u>																																																																				
<u>*都市ガス計</u>	<u>21 地区</u>	<u>28, 581</u>																																																																				
<u>*LPガス集中供給地区</u>																																																																						
<u>大空地区</u>	<u>1 地区</u>	<u>1, 842</u>																																																																				
<u>*LPガス集中供給地区計</u>	<u>1 地区</u>	<u>1, 842</u>																																																																				
	<u>単位ブロック名</u>	<u>復旧ブロック数</u>	<u>供給戸数</u>																																																																			
<u>根室本線北側地区</u>	<u>Aブロック</u>	<u>5</u>	<u>5, 866</u>																																																																			
<u>ウツベツ川東・鉄南地区</u>	<u>Bブロック</u>	<u>5</u>	<u>5, 146</u>																																																																			
<u>稲田・清流・南の森地区</u>	<u>Cブロック</u>	<u>3</u>	<u>3, 472</u>																																																																			
<u>ウツベツ川西・啓西地区</u>	<u>Dブロック</u>	<u>4</u>	<u>4, 770</u>																																																																			
<u>自由が丘・西帯広地区</u>	<u>Eブロック</u>	<u>4</u>	<u>5, 940</u>																																																																			
<u>都市ガス地区合計</u>	<u>5ブロック</u>	<u>21</u>	<u>25, 194</u>																																																																			
	<u>単位ブロック名</u>	<u>復旧ブロック数</u>	<u>供給戸数</u>																																																																			
<u>大空地区</u>	<u>0ブロック</u>	<u>1</u>	<u>1, 465</u>																																																																			
<u>大空地区合計</u>	<u>1ブロック</u>	<u>1</u>	<u>1, 465</u>																																																																			
第5章 第17節 179 頁	<p>災害における通信施設の途絶は、市民生活はもとより、各機関の災害応急対策活動に大きな障害をもたらすとともに、情報の不足に伴う混乱の発生等、社会的影響はきわめて大きいものがある。このため、災害時における通信の途絶を防止するため、東日本電信電話(株)<u>帯広</u>支店は、各種通信施設の確保、復旧活動等応急対策を迅速かつ的確に実施し、公共機関としての機能を維持するための独自の応急対策に関する計画は次に定めるところによる。</p>		支店名の変更																																																																			
第5章 第19節	<p>1 実施責任</p> <p>(2) 市町村</p>	<p>1 実施責任</p> <p>(2) 市町村</p>																																																																				

183～ 184 頁	<p>イ 市長（保健福祉部保健班）は、十勝総合振興局保健環境部保健福祉室の指導のもとと集団避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。</p> <p>3 防疫の種別と方法</p> <p>(1) 消毒活動</p> <p>イ 避難所の便所その他不潔場所の消毒は、<u>逆性石鹼（オスバン、ハイアミン等をいう。）</u>を用い1日1回以上実施する。</p> <p>(2) 各世帯における家屋等の消毒</p> <p>ア 汚染された台所、浴室及び食器棚は<u>逆性石鹼</u>を用いて拭浄する。また、床下には湿潤の程度に応じ、所要の石灰を散布するよう指導する。</p> <p>イ 水洗便所は、<u>逆性石鹼</u>で消毒し、便槽は消石灰、次亜塩素酸カルシウム（別名さらし粉）等を投入かくはんする。</p> <p>(3) 検病及び検水調査並びに健康診断</p> <p>避難所、浸水地域その他の感染症の発生が予想される危険地域については、十勝総合振興局保健環境部保健福祉室の協力により、検病及び検水調査並びに健康診断を実施し、感染症の予防に万全の措置を講ずるものとする。</p> <p>(4) 臨時予防接種</p> <p>災害の状況により、被災地における感染症の発生を予防するため、必要に応じ十勝総合振興局保健環境部保健福祉室の指導により、種類、対象及び期間を定めて臨時予防接種を行うものとする。</p> <p>4 感染症患者等の発生時における対応</p> <p>市長は、感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき、十勝総合振興局保健環境部保健福祉室と速やかに連携して対応するものとする。</p> <p>5 防疫用資器材の調達</p> <p>防疫を行うに当たり、市が保有する消毒器等の防疫用資器材が不足した場合は、十勝総合振興局保健環境部保健福祉室又は隣接市町村より借用するものとする。</p>	<p>イ 市長（保健福祉部保健班）は、十勝総合振興局保健環境部保健行政室の指導のもとと集団避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。</p> <p>3 防疫の種別と方法</p> <p>(1) 消毒活動</p> <p>イ 避難所の便所その他不潔場所の消毒は、<u>次亜塩素酸ナトリウム</u>を用い1日1回以上実施する。</p> <p>(2) 各世帯における家屋等の消毒</p> <p>ア 汚染された台所、浴室及び食器棚は<u>次亜塩素酸ナトリウム</u>を用いて拭浄する。また、床下には湿潤の程度に応じ、所要の消石灰を散布するよう指導する。</p> <p>イ 水洗便所は、<u>次亜塩素酸ナトリウム</u>で消毒し、便槽は消石灰、次亜塩素酸カルシウム（別名さらし粉）等を投入かくはんする。</p> <p>(3) 検病及び検水調査並びに健康診断</p> <p>避難所、浸水地域その他の感染症の発生が予想される危険地域については、十勝総合振興局保健環境部保健行政室の協力により、検病及び検水調査並びに健康診断を実施し、感染症の予防に万全の措置を講ずるものとする。</p> <p>(4) 臨時予防接種</p> <p>災害の状況により、被災地における感染症の発生を予防するため、必要に応じ十勝総合振興局保健環境部保健行政室の指導により、種類、対象及び期間を定めて臨時予防接種を行うものとする。</p> <p>4 感染症患者等の発生時における対応</p> <p>市長は、感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき、十勝総合振興局保健環境部保健行政室と速やかに連携して対応するものとする。</p> <p>5 防疫用資器材の調達</p> <p>防疫を行うに当たり、市が保有する消毒器等の防疫用資器材が不足した場合は、十勝総合振興局保健環境部保健行政室又は隣接市町村より借用するものとする。</p>	<p>組織改正による変更</p> <p>保健所作成資料の変更</p> <p>組織改正による変更</p>
---------------	---	---	---

<p>第5章 第20節 186頁</p>	<p>7 清掃等施設状況 (1) ごみ処理・ごみ埋立 (十勝環境複合事務組合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>処理区分</th> <th>処理方法</th> <th>処理能力</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">くりりんセンター</td> <td rowspan="2">帯広市西24条北4丁目</td> <td>可燃物</td> <td>焼却</td> <td>330t/D</td> <td rowspan="2">37-3550</td> </tr> <tr> <td>不燃物 大型ごみ</td> <td>破碎</td> <td>110t/5h</td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物最終処分場</td> <td>池田町字美加登 279-10</td> <td>焼却灰 破碎物</td> <td>埋立</td> <td>311,200 m²</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 死亡獣畜<u>処理場</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>処理能力</th> <th>管理主体</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>十勝化成工場</td> <td>中札内村元札内東2線</td> <td>15t/D</td> <td>十勝農協連</td> <td>69-4121</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	処理区分	処理方法	処理能力	電話番号	くりりんセンター	帯広市西24条北4丁目	可燃物	焼却	330t/D	37-3550	不燃物 大型ごみ	破碎	110t/5h	一般廃棄物最終処分場	池田町字美加登 279-10	焼却灰 破碎物	埋立	311,200 m ²		名称	所在地	処理能力	管理主体	電話番号	十勝化成工場	中札内村元札内東2線	15t/D	十勝農協連	69-4121	<p>7 清掃等施設状況 (1) ごみ処理・ごみ埋立 (十勝環境複合事務組合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>処理区分</th> <th>処理方法</th> <th>処理能力</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">くりりんセンター</td> <td rowspan="2">帯広市西24条北4丁目</td> <td>可燃物</td> <td>焼却</td> <td>330t/D</td> <td rowspan="2">37-3550</td> </tr> <tr> <td>不燃物 大型ごみ</td> <td>破碎</td> <td>110t/5h</td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物最終処分場</td> <td>池田町字美加登 279-10</td> <td>焼却灰 破碎物</td> <td>埋立</td> <td>311,200 m²</td> <td><u>37-3550</u> <u>(くりりんセンター)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 死亡獣畜<u>取扱場</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>処理能力</th> <th>管理主体</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>十勝化成工場</td> <td>中札内村元札内東2線</td> <td>15t/D</td> <td>十勝農協連</td> <td>69-4121</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	処理区分	処理方法	処理能力	電話番号	くりりんセンター	帯広市西24条北4丁目	可燃物	焼却	330t/D	37-3550	不燃物 大型ごみ	破碎	110t/5h	一般廃棄物最終処分場	池田町字美加登 279-10	焼却灰 破碎物	埋立	311,200 m ²	<u>37-3550</u> <u>(くりりんセンター)</u>	名称	所在地	処理能力	管理主体	電話番号	十勝化成工場	中札内村元札内東2線	15t/D	十勝農協連	69-4121	<p>記述の追加 文言訂正</p>
名称	所在地	処理区分	処理方法	処理能力	電話番号																																																												
くりりんセンター	帯広市西24条北4丁目	可燃物	焼却	330t/D	37-3550																																																												
		不燃物 大型ごみ	破碎	110t/5h																																																													
一般廃棄物最終処分場	池田町字美加登 279-10	焼却灰 破碎物	埋立	311,200 m ²																																																													
名称	所在地	処理能力	管理主体	電話番号																																																													
十勝化成工場	中札内村元札内東2線	15t/D	十勝農協連	69-4121																																																													
名称	所在地	処理区分	処理方法	処理能力	電話番号																																																												
くりりんセンター	帯広市西24条北4丁目	可燃物	焼却	330t/D	37-3550																																																												
		不燃物 大型ごみ	破碎	110t/5h																																																													
一般廃棄物最終処分場	池田町字美加登 279-10	焼却灰 破碎物	埋立	311,200 m ²	<u>37-3550</u> <u>(くりりんセンター)</u>																																																												
名称	所在地	処理能力	管理主体	電話番号																																																													
十勝化成工場	中札内村元札内東2線	15t/D	十勝農協連	69-4121																																																													
<p>第5章 第34節 227頁</p>	<p>第34節 防災ボランティアとの連携計画 大規模な災害が発生したときに、災害応急対策を迅速かつ的確に実施する上で必要な人員を確保するための奉仕団及び各種ボランティア団体等との連携については、この計画に定めるところによる。</p> <p>1 行政とボランティアの役割 (省略)</p> <p>2 ボランティア団体等の協力 市及び防災関係機関は、奉仕団又は各種ボランティア団体等からの協力申入れ等に基づき、災害応急対策の実施について、<u>労務</u>の協力を受けるものとする。</p> <p>3 ボランティアの受入 市及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに<u>対</u>する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入、<u>調整等その受入れ体制を確保するよう</u>努めるものとする。 また、<u>市及び関係団体は</u>、ボランティアの受入れに当たって、高齢者<u>介護</u>や、外国人との<u>会話力</u>等、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、<u>ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう</u>支援に努めるものとする。</p>	<p>第34節 災害ボランティアとの連携計画 大規模な災害が発生したときに、災害応急対策を迅速かつ的確に実施する上で必要な人員を確保するための<u>帯広市社会福祉協議会</u>、奉仕団及び各種ボランティア団体等との連携については、この計画に定めるところによる。</p> <p>1 行政とボランティアの役割 (省略)</p> <p>2 ボランティア団体等の協力 市及び防災関係機関は、<u>帯広市社会福祉協議会</u>、奉仕団又は各種ボランティア団体等からの協力申入れ等に基づき、災害応急対策等の実施について協力を求めるものとする。 <u>なお、災害時において、市は災害ボランティアの活動調整等を実施する組織の設置が必要と認めたときは、「帯広市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定」及び「帯広市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」に基づき、帯広市社会福祉協議会と協議のうえ、適切な時期に災害ボランティアセンターを設置し、帯広市社会福祉協議会がその運営に携わるものとする。</u></p> <p>3 ボランティアの受入 市、<u>帯広市社会福祉協議会</u>及び関係団体は、相互に協力し、ボランティア<u>活動</u>に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入、<u>及びその調整など、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努めるものとする。</u> また、ボランティアの受入れに当たっては、高齢者や<u>障がい者等への支援</u>や、外国人との<u>コミュニケーション</u>等、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、<u>その活動が円滑に行われるよう必要な</u>支援に努めるものとする。</p>	<p>協定締結に伴う変更</p>																																																														

4 ボランティアの活動

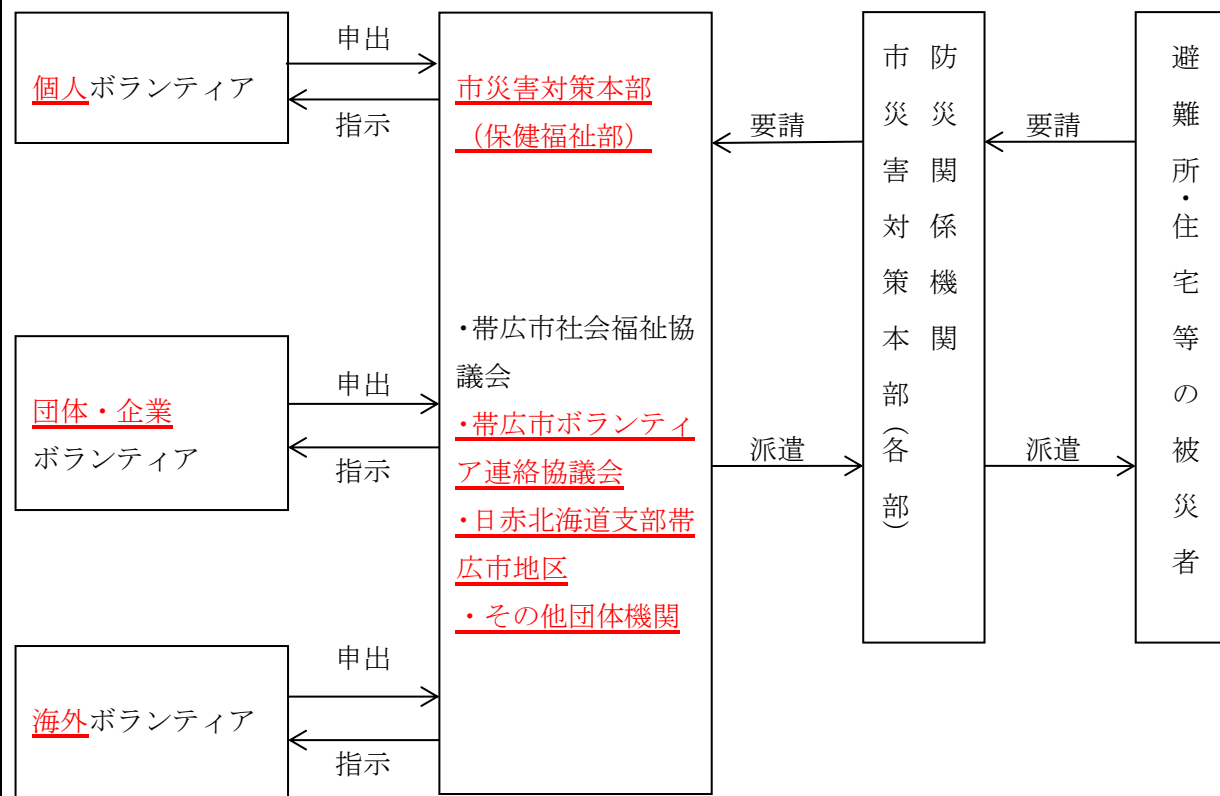
ボランティアに依頼する活動の主な内容は、次のとおりとする。

- (1) (省略)
- (2) (省略)

5 ボランティア活動の環境整備

市は、日赤北海道支部帯広市地区、帯広市社会福祉協議会、及びボランティア団体等との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るため、平常時の登録及び研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等に努めるものとする。

受入体系図



4 ボランティアの活動

ボランティアに依頼する活動の主な内容は、次のとおりとする。

なお、ボランティアの登録は災害ボランティアセンターで行い、災害ボランティアセンターによるボランティアの派遣は一般ボランティアを基本とし、専門ボランティアについては市災害対策本部と連携を取りながら調整を行う。

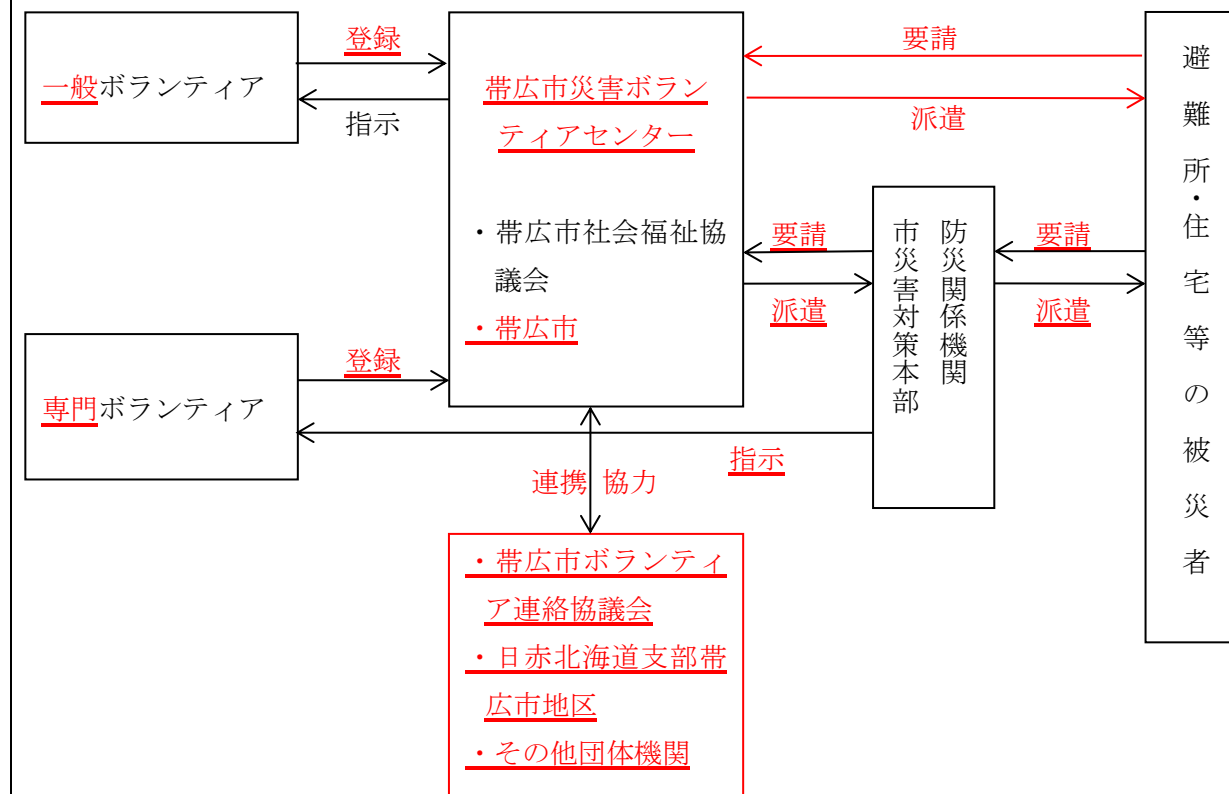
- (1) (省略)
- (2) (省略)

5 ボランティア活動の環境整備

市及び帯広市社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。

また、災害時においては、市及び帯広市社会福祉協議会は、ボランティア活動が迅速かつ的確に行われるよう、災害ボランティアセンターの円滑な運営に努めるものとする。

受入体系図

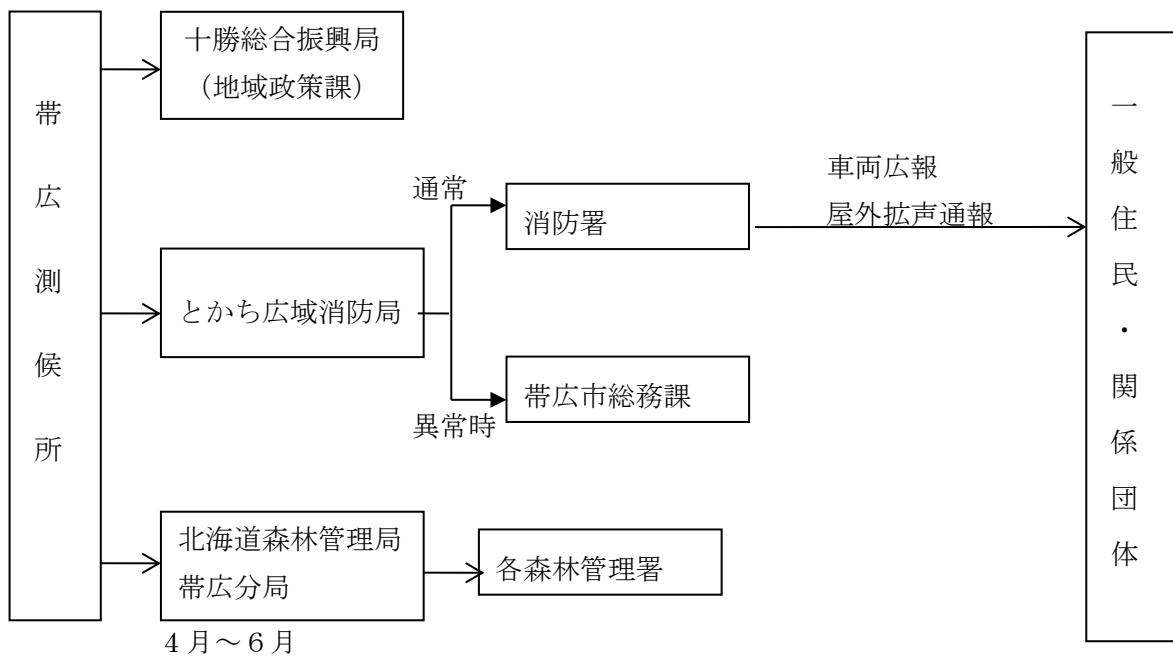


<p>第7章 第1節 242頁</p>	<p>4 応急活動体制 (2) 災害(事故)対策現地合同本部の設置 別表1</p> <p style="text-align: center;">《帯広市航空災害救難対策本部要綱》</p> <p>(省略) (本部の構成) 第3条 救難対策本部は、次に掲げる関係諸団体の長及び職員をもって組織する。 (省略) (13) (株)NTT東日本ー北海道東支店 (省略) (省略)</p>	<p>4 応急活動体制 (2) 災害(事故)対策現地合同本部の設置 別表1</p> <p style="text-align: center;">《帯広市航空災害救難対策本部要綱》</p> <p>(省略) (本部の構成) 第3条 救難対策本部は、次に掲げる関係諸団体の長及び職員をもって組織する。 (省略) (13) (株)NTT東日本ー北海道 <u>北海道</u>東支店 (省略) (省略)</p> <p style="text-align: right;">支店名の変更</p>
<p>243頁</p>	<p style="text-align: center;">《帯広市航空災害救難対策本部組織図》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帯広市副市長 ・国土交通省東京航空局 帯広空港出張所長 ・独立行政法人航空 大学校 帯広分校長 ・新千歳航空測候所 帯広航空気象観測所 総括観測員 ・帯広警察署長 ・とちか広域消防局長 ・帯広市医師会会長 ・日本航空(株) 帯広支店長 ・(株)AIRDO 帯広空港所長 	<p style="text-align: center;">《帯広市航空災害救難対策本部組織図》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帯広市副市長 ・国土交通省東京航空局 帯広空港出張所長 ・独立行政法人航空 大学校 帯広分校長 ・新千歳航空測候所 帯広航空気象観測所 総括観測員 ・帯広警察署長 ・とちか広域消防局長 ・帯広市医師会会長 ・日本航空(株) 帯広支店長 ・(株)AIRDO 帯広空港所長 <p style="text-align: right;">現状に合わせた変更 支店名の変更</p>

3 気象情報対策

(2) 伝達系統

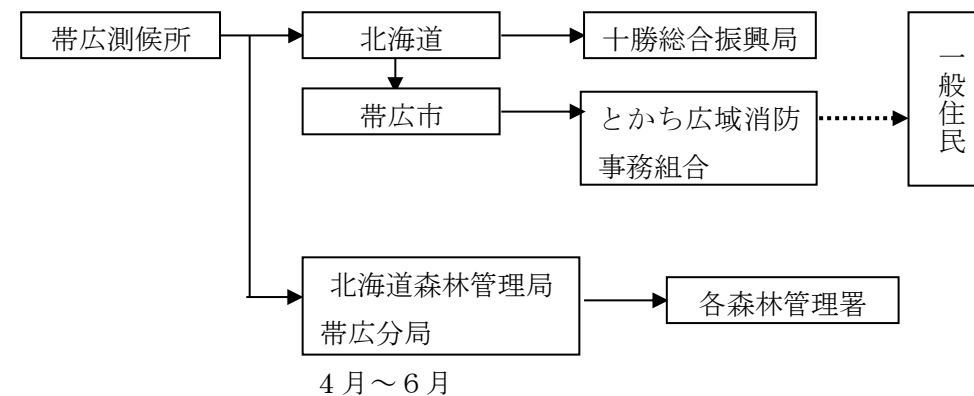
林野火災気象通報の伝達系統は、次のとおりとする。



3 気象情報対策

(2) 伝達系統

林野火災気象通報の伝達系統は、次のとおりとする。



火災気象通報
の伝達系統に
合わせた変更